

東ドイツとポーランドにおける野党の否定

若松 新

はじめに

一九八七年一月二日に行われた社会主義一〇月大革命七〇周年記念式典で、「一〇月とペレストロイカー—革命は続く」と題してゴルバチョフは演説を行った。この中でゴルバチョフは農村における集団化の過程における一九三〇年代の「行き過ぎ」に言及した。伝記記者によればこの時ゴルバチョフは、彼自身の父方の祖父（一九三七年から一九三九年まで強制労働収容所に流刑）に加えられた「恥」に対して「倫理感から憤慨を覚えている形跡」を隠せなかったのであった。ゴルバチョフはこの時以下のように述べた。「ソビエト社会の民主化のしかるべき水準の欠如」が一九三〇年代の「スターリン個人崇拜」、「適法性の侵害」、「専横と弾圧」の原因であった。これらが「ずばり言って、権力の乱用にもとづく真の犯罪を可能にしたのである。何千何万の黨員と非黨員が集団的弾圧を受けた」。この「苦い真実」をゴルバチョフは極めて直截的に指摘した。「スターリンとその側近の罪」は「絶大であり、許しがた⁽¹⁾い」。「われわれは今」、これらの「政治的弾圧が故意のでっち上げ」に基づいて行われたことを知っている。しかし、

「いまでもわが国の歴史の痛い問題を回避し、それを黙殺して、特別なことは何も起こらなかつたようふりをする試みに出会う」が、「これにわれわれは同意することはできない。それは歴史的真実の無視、無法と専横の罪無き犠牲となった人々に対する冒瀆になるだろう」と結んだ⁽²⁾。これらの言葉、とりわけ、言わばスターリン犯罪者論が、共産党中央委員会書記長の口から発せられたことは、この国の筆舌に尽くし難い苦難の歴史を物語っている。

このような犯罪的事実が隠され続けたのは、少数反対意見表明の自由とこの自由に基づいたマスメディアによるチェックが欠け⁽³⁾、権威に対する盲目的服従が続いてきたからであろう。このような欠陥を是正するためには野党の存在が不可欠である。野党の公認は少数反対意見を政治的に表明する組織体が法的に禁じられていない制度の下で始めて可能となる。以下の論述はかかる野党、とりわけ議会における反対勢力としての野党が、東ドイツとポーランドにおいて戦後四〇年余りにわたっていかに評価されてきたかの端緒を物語るものである。そこで行われた野党の否定が政治機構論上いかなる影響を持つに至ったかにその焦点は向けられているのである。

以上の目的を解明するために、まず始めに、東西間で野党に対する評価がいかに異なっていたかを、東西ドイツの視座から比較検討したい。具体的には、まず共産党の絶対無謬性の否定が今日の東欧市民革命の出発点であることを示し、次いで野党の存在こそが西側民主制の根本原理であり、野党の存在を保障するための制度である自由選挙によってどこまで政治体制を分類できるかを探ることとする。そして第三に東ドイツでいかに野党が否定されてきたかという歴史的事実を論述したいと思う。

一、共産党の全能性の否定とペレストロイカ

一九八九年一月九日に東ベルリンの壁が解放された。その直前の一九八九年七月二四日に、SDP（社会民主党、後に現SPDに改称）は結党を表明した（正式の設立認可は一〇月七日）。SDPは戦後四〇年近く続いてきたSED（社会主義統一党）の独裁の後に初めて生れた野党勢力の一つであった。⁽⁴⁾ SDPの結党声明は、「我々の社会はSEDの絶対的真理と絶対的権力の要求によって規定されている」が、「我が国にとって必要な民主化」のためには「かような絶対的真理と絶対的権力の要求を根本から否定することが前提条件」⁽⁵⁾となると、始めて批判を公けにした。「絶対的権力」ないし「絶対的真理」は、そもそも他者に対して強要すべきものとしては存在しえないと、我々錯誤ある人間は思うべきである。「絶対的権力は絶対的に腐敗する（Absolute power corrupts absolutely）」⁽⁶⁾という方が、むしろ事実になっていないであらうか。

「私がこの世で認める唯一の絶対君主は、私たちの内にある『静かな小さい声』なのです。そして、たとえ私がかだ一人の少数者となる事態に直面せねばならないとしても、私はそのような絶望的少数者になるだけの勇氣は持っている」とましくも信じております⁽⁷⁾と、ガンジー（Mohandas Karamchand Gandhi）は述べている。たった一人であつても、正しいと信ずることを正しいと主張する勇氣の淵源は、絶対的権力をもって画一化を迫る時の独裁者によつても、否定されえないものである。このような良心の「静かな小さい声」の故に、人間の人格の尊厳は認められるのである。

国家権力が悪魔化 (demonisieren) し、国家権力の担い手が悪霊崇拜⁽⁸⁾を行うことになった場合には、個人は良心に従うべきか国法に従うべきかという判断を究極的に迫られる蓋然性がある。この時「静かな小さい声」に従った人は、その結果として生じる不利益を甘受しなければならぬ。この不利益に耐えうるか否かの剣が峰においてその人を支えうる精神的支柱は、私見によれば「だが、真理は最後の勝利者であるであらう」⁽⁹⁾という信念であり、自分が真理のために生命を失ったとしても、後の日に必ずや真理はおのずから実現するであらう、という歴史を動かす者への信頼である。

かかる意味で、共産党の独裁によって、巨大な機械の部品の一つであるかのように、非人間的に扱われ、社会的に差別され、その人権が蹂躪されてきた人々の声は、決して無に帰さなかったし、今日のソ連と東欧の民主化はその意味で比類なき価値を持っているのである。

ゴルバチョフの改革路線も「われわれのアプローチの仕方が唯一の正しい方法だなどとは思っていない。われわれがすべてのことを解決できるわけではない」⁽¹⁰⁾という、社会主義の全能性の否定に始まったのである。究極的には自己を神格化⁽¹¹⁾することが、ヒトラー、スターリン⁽¹²⁾、毛沢東の場合を通じて、少数反対意見⁽¹³⁾の存在を認めない全体主義体制に至ったのであり、独裁者自身が自らの信奉する制度の限界を認識し方向転換を計ったのが、ゴルバチョフのペレストロイカ路線なのである。

自らの見解を絶対的に正しいとはしない、自己節制した立場の実例として、エイブラハム・リンカーン (Abraham Lincoln) が、南北戦争の最中の一八六二年九月に奴隷解放政策を公言⁽¹⁴⁾した直後に書き留めた「神の意志に関する想起」と題する文章がある。ここでリンカーンは、「大抗争の渦中であってどちらの側も神の意志に従って行動してい

ると主張している。両者ともに誤っているかもしれないが、片方は必ず誤っている」と考えた。けだし「神は一時に一事に対して賛成しかつ反対することはありえない」からである。続けて、「現在の抗争者の心の中に神の偉大な力が働いていることのみによって、神は人間が抗争を行わずとも連邦を救うことも、滅ぼすこともできたであろう」と主張し、平和主義的立場を表明する。現実には「しかし抗争は始まってしまった」のであった。「そしてこの抗争を始めた以上、神はいつの日にかどちらかの側に最終的勝利を与えることになるであろう」と付言している。

「両者ともに誤っているかもしれないが、片方は必ず誤っている」と信じて行われた戦争と、「自分だけは正しい」と主張する誤った聖戦思想との間の間隙は余りにも大きい。自己の見解のみを唯一絶対視する者は、共產主義者であれ反共主義者であれ、究極的に「聖戦」を掲げる戦争に至る。これに対して、リンカーンがあくまでも自己の立場を絶対的に正しいと主張しなかったことは、彼の主張の謙虚さと、彼の信念の正しさを逆に証明するものと言えよう。

二、東西ドイツ体制の分水嶺

1、野党の存在の有無

(1)

一九八九年十一月九日に、突如として東ベルリンの壁に風穴が開けられ東ドイツ国民に対して通行が解放されるまで、一九六一年八月一三日以来二八年以上にわたって、壁は東ドイツ国民の自由への歩みを窒息死せしめ続けてきた。

「国家体制の違いはたいして重要な意味がない、と考える読者がいるかもしれない」とロバート・A・ダール (Robert A. Dahl) は問いかけている。しかし、ダール自身は自らの問いに対して「厳しい強権的抑圧体制の下での生活を実際に経験した知識人は、体制の違いはとるにたらないものであるとはめったにいわない」と答えている⁽¹⁷⁾。「自由は太陽のようである。自由を失わねばならなかったのは、自由なくしては人間は生きることができないことを知るためであった」と、ファリストに殺害されたマテオティ (Matteotti) も強く訴えている⁽¹⁸⁾。

ソ連の理解する実質的民主制 (reale Demokratie) は、全体としての社会改革の後に個人の権利が守られるとする社会的自由の概念 (soziale Freiheitsbegriff) と共に、「至上の国家権力機関」(一九七四年東ドイツ憲法四八条一項)⁽¹⁹⁾である議会——但し「真の討論や連合政権や野党が存在せず、法案の議決は全会一致で採択され、反対意見の表明がSEDという国家政党 (Staatspartei) によって許容されていない、議会政治の伝統を欠く、見せかけだけの外見的議会 (Scheinparlament)」⁽²⁰⁾とみなされるが——に、立法、司法、行政を包括的に統轄せしめ、司法の独立や行政の中立性は原則上認められない、「民主的権力集中制」⁽²¹⁾——換言すれば「民主的中央集権主義 (demokratischer Zentralismus)」の原則と共に、国家機関の構造を規定する「権力の統合 (Gewalteneinheit)」ないし「権力の集中 (Gewaltlenkzentration)」の原則が適用される政治機構⁽²²⁾——を意味していたのである⁽²³⁾。

この「社会的自由の概念」は、「ボンの連邦国民に前提として与えられている自由とは、本質的に異なった自由である」と、東ドイツ建国以前にソ連に抑留(され、そこで教化・洗脳されて帰国した)経験のあるドイツ国家民主党 (NPD) のハインリッヒ・ホーマン (Heinrich Homann) 党首は、一九六八年三月二日に「社会主義における国民権」と題して、述べている。ホーマンによれば、このドイツ民主共和国 (DDR) における自由は、「相互に

分離し、孤立した個人の自由ではなく、社会からの自由、国家からの自由ではない。むしろ「人間と人間が結束し、全体と個人の福祉のために、社会のすべての構成員と共同行動を行うことに、自由は由来するのであり、社会と国家における自由なのである」⁽²⁴⁾。

ジークフリート・マンペル (Siegfried Mampel) によれば、「マルクス・レーニン主義の基本権概念においては、『何からの自由か』という問題の代わりに、『何のための自由か』という問題が、主眼点になっているのである。その答えは、社会主義的社会と社会主義的国家を共同形成するための自由である、というものであった」⁽²⁵⁾。それ故に、批判的考察によれば、「社会主義的基本権は、党指導部が設定した限界内のみ、公民の活動の余地を認めている」という結果に到達するのである。「したがって社会主義的基本権は、マルクス・レーニン主義的な党指導部の至上権の優位によって、内在的に制限されている」⁽²⁶⁾のであった。

(2)

これに対して、西側のキリスト教自然法の下でのデモクラシーは、個人を中心とし、かつ出発点とし、個人のために国家は存在し、国家は個人に奉仕すべきであるとする点で、個人と全体の順序は、ソ連型全体主義とは正反対の極にある。西側のデモクラシーは、個人主義を志向し、個人の自由と権利を守るために権力は分立されるべきであり、ひいては、自由な選挙によって政権の交代が可能となり、野党の存在をも認める、政治的多元主義 (Pluralismus)⁽²⁷⁾を主眼とする民主制、ダールの用語に従えば、ポリアーキー (Polyarchy) を唱えている。

東西のデモクラシー理解の助けとするために、始めに、ダールが説いたポリアーキーの視点から、二つの国家体制の相違を分析してゆきたい。

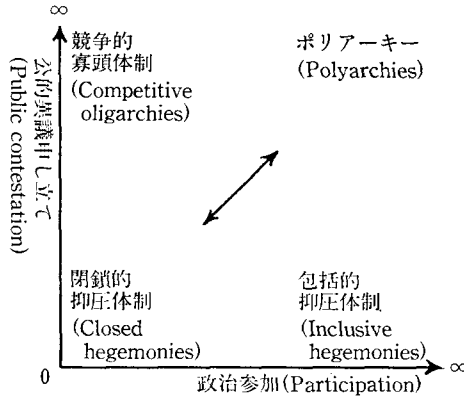


図1 ポリアーキーの構図

本図は、Robert A. Dahl, *Polyarchy: Participation and Opposition*, Yale University Press, 1971, pp.6-7, 高島通敏・前田脩訳『ポリアーキー』(三一書房 1981年) 11頁によって作成した。

字義通りには、多数の支配を意味するポリアーキーは、一人の支配を意味する君主制 (monarchy) や少数者による支配を意味する寡頭制 (oligarchy) との対立概念であり、民衆による支配 (popular-government) ⁽²⁸⁾ と換言できる。

ダールは、公的異議申し立て (public contestation) の可否と選挙に参加し公職につく政治参加 (participation) への道が開かれているか否かという、二つの尺度からポリアーキーを定義した(図1参照)。ポリアーキーとは「政府の反対者が、自由で公正な選挙を通じて、政府に反対するために、公然かつ合法的に政党を組織することが可能な体制」⁽²⁹⁾ ないし「広範な選挙民、政府に対して反対して政府と選挙において競合する広範な機会、政党間の競合、誠実に行われた選挙において敗北した公務担当者が平和裡に更迭されることなどが整った体制」⁽³⁰⁾ であり、自由な野党の存在がポリアーキーの条件となるといえよう。

私見によれば、そもそも政治犯の存在しない西側の自由主義デモクラシー諸国は、ポリアーキーと同義の国家体制である。

これに対して、東側の社会主義の下にある人民民主主義共和国

における民主制は、ダールが包括的抑圧体制と定義した、政治参加は半強制的に認められているが権力に対する組織的・公的な反対の自由、すなわち公的野党を欠く、抑圧体制の進化した類型である。⁽³¹⁾

なお、公的野党は存在するが政治参加の自由が限定的であった事例としては、一八三二年から一九二八年に至る英国の一連の選挙法改正による普通選挙への途上での、保守党(統一党も含む)⁽³²⁾とホイッグ党(後の自由党)、労働党との一八三四年以来の二二回の政権交代があげられる。この状態をダールは競争的寡頭体制と命名したが、この体制は今日から見れば歴史的遺物にすぎず、現存する国家としては極めて限定的な事例を数えるのみである。⁽³³⁾

ダールは東西のデモクラシーを分かつ分水嶺としてポリアーキーの概念を導入したが、組織化された野党の存在が東西デモクラシーを分かつものであることは、モリス・デュヴェルジエ(Maurice Duverger)も以下のように述べている。

デモクラシーの最も単純にして、最も現実的な定義は、以下の通りである。統治者が被統治者によって選ばれ、自由かつ自由参加(open)の選挙によって、選ばれる政体である。……組織された野党の存在は「西側」デモクラシーの本質的な特徴であり、組織された野党の不在は「東側」のデモクラシーの特徴である。⁽³⁴⁾

しかし、「野党」の存否のみで「西側」の自由主義デモクラシーと「東側」の共産主義デモクラシーとを区分することは、不可能である。ただし、野党が不在の自由主義体制に属する国——例えば、一九八六年までの台湾(中華民国)、サウジアラビア、クウェートなど⁽³⁵⁾——が多数存在するからである。ダールの統計的調査によれば、一九六四年に国連加盟国一一三箇国中、三〇箇国のみが、組織された政党による完全に合法的な野党が存在する、政治制度を維持していたのであった。⁽³⁶⁾しかし、「自由主義デモクラシー」が理想とする類型には、野党の存在は右の「存在(Sein)」

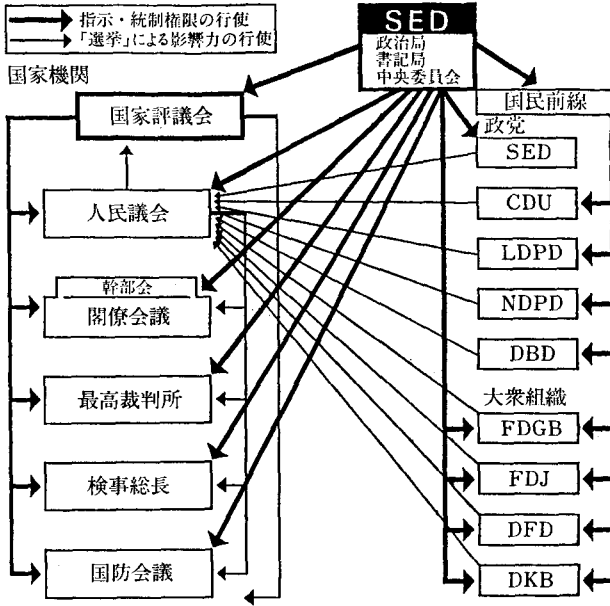
にもかかわらず、「当為 (Sollen)」の問題として、当然含まれているのである。

一九七八年の西ドイツの世論調査によると、「これがデモクラシーであると、ある国について言いうる選択肢に無条件に属すると思われる」ものに該当する項目として、「政府をコントロールする一つの強力な野党」を挙げた人は六七％にすぎなかったが、「複数の政党間で自由に選択しうることを挙げた人は七九％に達し、「規則的に自由かつ秘密選挙が行われること」は七四％に達した。「西ドイツについてそうであると言いうる、我国(西ドイツ)について厳密に該当するものはどれか」の問いに対しては、「強力な野党」は六五％、「複数政党間での選択」は九〇％、「自由、秘密選挙」は八一％であった。⁽³⁷⁾このように「複数政党制」が九〇％と突出していることは、西ドイツ国民の政治意識の特徴である。このことは、「組織された野党の存在が『西側』デモクラシーの本質的特徴である」という、デュヴェルジェの説を検証するものと言えよう。しかし、同時に「政府をコントロールする強力な野党」がデモクラシーに無条件に属すると考えている人は全体の三分の二に過ぎなかった。このことと、先に引用したダールの統計的調査において三〇箇国しか合法的な組織された野党を有していなかった、という二つの事実とは、「強力な野党が存在し、現実にと野党間で政権交代が行われることが民主的議会政治の理想である」と信じる筆者の信念に、留保を付して限界線を引くものである。

Ⅱ、選挙の自由と政治体制

旧東ドイツにおいて野党は存在しないものであった。⁽³⁸⁾政治機構という点から見れば、図2に見るように、SE Dの指示と統制権限の下に、すべての国家機構、すなわち議会勢力、行政機構、司法権は位置付けられており、SE

図2 ドイツ民主共和国におけるSEDと国家権力



本図は、J. Kurt Klein, *Demokratien und Diktaturen*, Kölner Universitäts-Verlag, 1970, S.279. による。

Dの政治局、書記局および中央委員会が全権を掌握していたのである。この国家権力の構図には、主権者国民が記されていない。国民の民意がいかなる所にあるとも、SEDの権力機構の指令によって「労働者階級と労働者階級のマルクス・レーニン主義政党の下に、社会主義を実現する」者の「政治的組織」(39)が、東ドイツという国家の実態であったのである。そこでは、国家機関よりもSEDが優位していたのである。

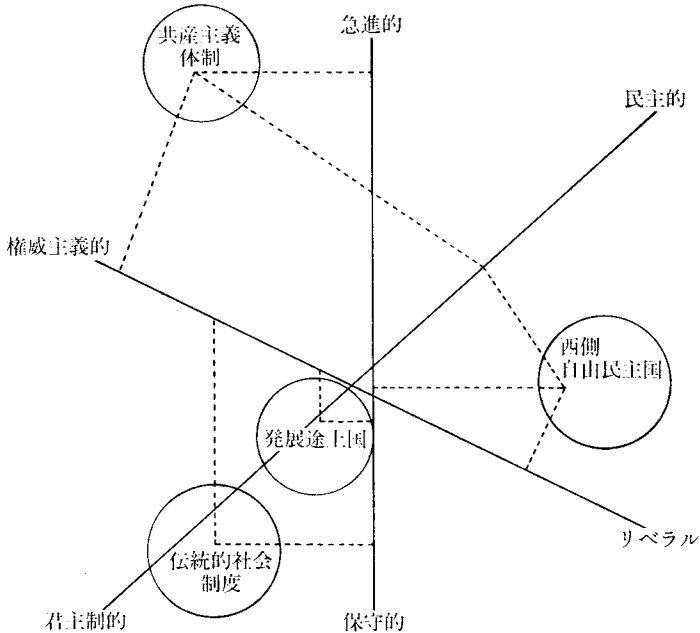
東ドイツの社会主義体制の下での複数政党制が、真の複数政党制でなかった理由は、これらの複数の政党が、NDPDと民主農民党(DBD)については旧共産党によって人為的に「作られた政党」であり、CDUとLDPDについてはSED体制の圧倒的な影響力の下、人事の更迭によって体制を支持するよ

表3 選挙の意味と機能

	競争が存在する選挙	競争が部分的に存在する選挙	競争が認められない選挙
選挙の政治手続における意義	高い	低い	わずか
選択の可能性	高い	限定的	なし
選挙の自由	保証されている	制限されている	認められない
政権交代が選挙によって提起されているか	いる	いない	いない
政治体制の正当化が選挙によって計られているか	いる	正当化が試みられているが、わずかにすぎない	わずかに計られているか、全く計られていない
政治体制の種類	民主制	権威主義体制	全体主義体制

本表はDieter Nohlen, *Wahlrecht und Parteiensystem*, Leske+Budrich, 1986, S.21.による。

図4 三つの規範的次元による体制の分類



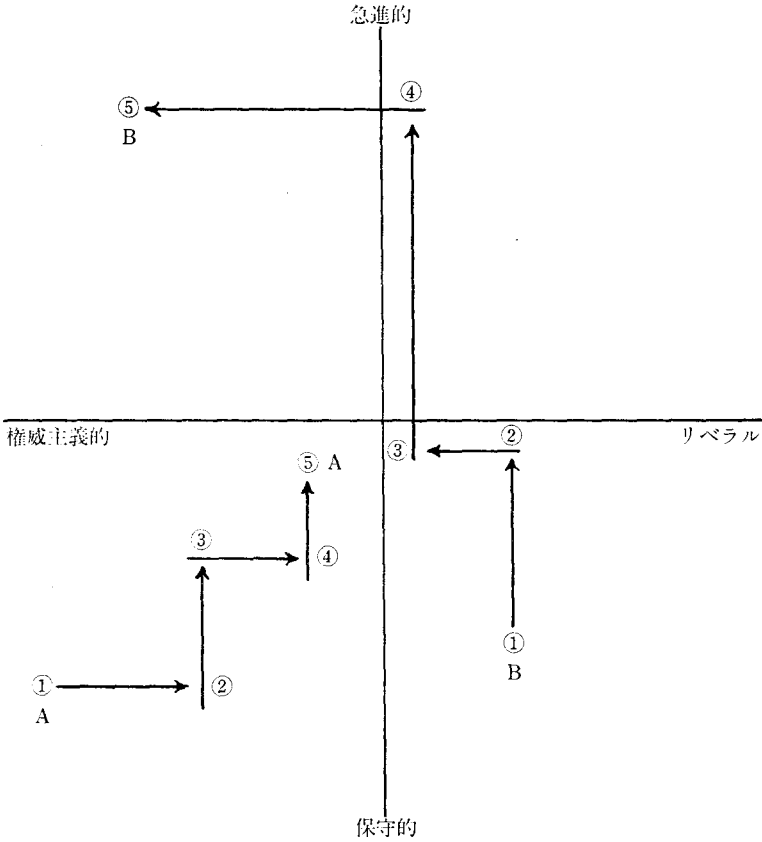
本図は、Jean Blondel, übersetzt von Edith Ziegler, "Eine Einführung in die Vergleichende Regierungslehre", hrsg. v. Theo Stammen, *Vergleichende Regierungslehre*, Wissenschaftliche Buchgesellschaft, 1976, S.126.による。

うに「作り変えられた政党」であるからである。また、これらの政党を選出する人民議会選挙が、「議席数をあらかじめ割り当てられた」統一リストに対する信任投票にすぎなかったからである。すなわち、本来、自発的であるべき政党の設立の自由と、自由選挙を通じて民意によって選択されるべき、政党間の競争の原理が失われていたからこそ、東ドイツには野党ないし反対党は存在していなかったと言われるのである。

ディーター・ノーレン (Dieter Nohlen) は、選挙において競争性が認められるか否かによって、政治体制の種類を、民主的、権威主義的ないし全体主義的の三者に分類している(表3)。この三つの分類のうち、民主的制度の下では、国政は保守派とリベラル派⁽⁴⁰⁾に分かれ、ある一つの政党の支配が半永続的に続く権威主義的制度の下では、国政は保守派と急進派に分かれる⁽⁴¹⁾。一党独裁制の下では反体制派知識人が散在するのみで、政治的手続に反体制派は参加しない全体主義的制度となる。

このようなノーレンの分類は、西側の自由民主体制と同じように、「民主的」であると信じられてきた(図4参照)共産主義制度が、真に民主的なものではなかったのではないかという疑問と結び付くものである。もとより民主制という言葉ほど異なった解釈を行いうるものはない。民主制の対極が君主制であるという事実に基づけば、市民革命によって君主制から解放された西側の自由民主体制と並んで、プロレタリアート革命によって君主制から解放された共産主義体制も民主的と自称しうる余地が当然認められるべきであった。しかし、権力(権威)の分立が構造上認められるか否かという焦点に従って、権力分立が認められる自由主義体制と、権力集中制がとられる権威主義的統治形態に分類するならば、旧ソ連体制は君主制とあまり異なっていない。事実、第二次世界大戦後のドイツ占領政策上、ソ連は民主制の下に中央集権化をめざした。これに対して西側三箇国は緩やかな連邦制度を主張して対立していた。⁽⁴²⁾ 権

図5 「リベラル—権威主義的」という変化と
「保守的—急進的」という変化の構造上の関係



A①からA⑤への変化は、従来保守的で政治参加の自由が余り認められなかった体制からの自由化と民主化のプロセスを示す。

B①からB⑤にかけては、リベラルか権威主義的かという軸においてリベラルな性格を犠牲にして、保守的政治風土から急進性を持った政治体制へ変化するという、発展途上国の国家による上からの改革に見られるジレンマを示している。

本図は、Jean Blondel, übersetzt von Edith Ziegler, "Eine Einführung in die Vergleichende Regierungslehre", hrsg. v. Theo Stammen, *Vergleichende Regierungslehre*, Wissenschaftliche Buchgesellschaft, 1976, S.129. による。

力の集中か分立かという尺度と、権限(権力)の地理的分立か否かという基準とは、厳密には明らかに異なっている⁽⁴³⁾。しかしこの時ドイツ占領国間に見られた対立は、「緩やかな連邦制度と民主制」を主張する西側陣営と「中央集権化と共産党の独裁」を主張するソ連との相違であったと断言するならば、民主制の対極は独裁制ということになるであろう。そしてこの独裁制には君主制と共に共産主義体制も属することになり、図4の三次元的構造は図5のように二次元構造へと簡素化されるのである。しかしながら、「最も過敏で最もあらゆる捜しの対象となりやすかった」自由対権威という、言わば価値判断に基づく対立軸を、ノーレンが主張する選挙の自由が認められるか否かという、たった一つの制度的判断基準のみで分類することによって、代替することはできないであろう。

けだし、選挙によって国民が議会に代表者を送るといふ代議制によっても、少数者の自由と人権、および少数者に対する政治権力の保持者の側の平等な配慮と敬意が保障されないことが、なおありうるからである。このような場合に、議員が注意を払う必然性を持たず、その結果として、立法手続において無視されることになった少数者の利益を保護しようるのは、裁判所以外にはないであろう。また、数的には少数者ではないが、政治的発言権が十分に認められなかった弱者である女性に対する差別的意識を、積極的に払拭してゆくためには、裁判所という司法手続のみでは不十分であろう。むしろ現実に社会的・経済的に重要なポストに女性が進出する事実を積み重ねることこそが大切なのである。

興味深いのは、現実に女性が政治的に重要な地位へどれだけ社会的に進出しているかという尺度のみに基づくならば、自由民主国家であるアメリカ合衆国よりも、ダールが説く包括的抑圧体制に属する旧東ドイツの方が優れていたことである。すなわち、合衆国連邦議会議員の中で女性が占める割合は一・二・五%(一九七九年の統計)である⁽⁴⁸⁾の

に対して、東ドイツ人民議会議員の中で女性が占める割合は二九・二%（一九五四年から一九八〇年の平均値）であった。⁽⁴⁹⁾更に、上下両院議員選挙に実際に投票した人の比率においても、アメリカ合衆国は「選挙を行う権利を有している国内居住者」中わずか四七・一%に過ぎないのである。⁽⁵⁰⁾果たして、これらの事実を直視してもなお、アメリカがデモクラシーの雄と言い張れるかどうかは疑問である。

以上、選挙の自由が認められるか否かということに焦点を合わせて、政治体制の比較を試みてきた。選挙の結果生まれた議会が与野党に分かれ、政権交代が生じるというデモクラシーの一つの理想は、法的制度によるといっても、極めて政治的な協調性によるのであるから、民主政治制度上の自由な選挙という基準のみでは、民主制の成熟度は計れないと言えよう。ここにも自由な選挙による政治体制の分類の限界が認められるのである。

三、東西ドイツにおける野党観の相違

——東ドイツにおける野党の否定を中心に——

(1)

「近代政治における野党の本質は、国家の権威の担い手が正しいとして推奨するものとは別の意図を、野党が追求することにある（エーリッヒ・グルナー：Erich Gruener）」。ドルフ・シュテルンベルガー（Dorf Sternberger）によれば、野党を許容し、公認し、かつ最終的に制度化することは、近代デモクラシーの思想が数百年にわたる発展において貫いてきた過程における、最も重要な段階の一つであった。また、エーベルハルト・シュタムラー（Eberhard

Stammler) は、その著『政治家以外の人々のための政治』において、野党を「社会の破壊的要素ではなくして、ダイナミックな要素であり、『デモクラシー「に生氣を与えるところ…引用者加筆の場合は「」で示す」の塩』であり、ある程度煩わしいが、しかし生存に不可欠な要因である」と、みなしている。⁽⁵¹⁾

野党とは、異議申し立ての一形態であり、「同意していないこと」であり、抗議の一形態、是認の正反対の極である。ある一つの抗議は、政治の舞台で二重の仕方で表明されうる。

一、現存する秩序の規則を尊重する者は、野党になることによって、自己の信念を実現し、改革を導入しようと試みる。

二、「右の」民主的手段が余りに緩慢であり、余りに穏和であり、かつ控え目すぎるとみなす者は、自己の変革計画のために、国家打倒という暴力的な手段に訴え、遂には現存する秩序を革命によって転覆せしめようとする。

野党の存在が容認されていない国家は、第二の非民主的な方法によってのみ排除されうる、独裁制に変貌する危険性と隣り合わせである。これに対して、西側デモクラシーにおいては、様々な種類の合法的な野党の可能性が存立しているのである。⁽⁵²⁾

東西間の野党観の対立を一言で述べると、「プロレタリアートの独裁という原則のみが効力を持つ国家秩序が設立されたならば、人格の尊厳、自由および平等という「ボン」基本法の本質的核心を保持することは考えられなくなる。複数政党制と野党の権利、精神的自由と寛容、根拠のいる改革の作業と異なった見解の持ち主との不断の話し合いを伴ったデモクラシー、すなわち社会的法治国家を表明するデモクラシーは、プロレタリアートの独裁とは一致しがたい対極の関係にある」と、一九五六年八月一九日付『新ツェーリッヒ新聞』は記していた。⁽⁵³⁾

ある一つの独裁の樹立を目的とし、かような硬直的な方針から決して離れようとしない政党の活動の余地は、西側デモクラシーには存在しない。これに対して、民主的手続によっていつでも自党の綱領を変更しうる野党こそが、西側デモクラシーでは常に、いかなる場合にも発言権を有する。すなわち、いわゆる資本主義国家においては、政府の政策に同調しない野党と野党にくみする集団は、刑事罰を加えられることなく政府を批判し、政権を自らの掌中に収めるために、あらゆる合法的手段を講じて、闘うことができるが故に、野党は西側デモクラシーの核心なのである。換言すれば、「デモクラシーは批判を必要とし、批判を許容しなければならぬ。けだし、デモクラシーは批判によって生きるからである。なぜなら、そうすることによってのみ、デモクラシーは常に新生し、新しく保たれる能力を与えられるからなのである（マックス・クマー：Max Kummer）⁽⁵⁴⁾」。

(2)

社会主義国家において、野党は存在しないし、存在してはならないものと見なされてきた。けだし、野党は「社会が相互に敵対する階級によって分裂し」続ける限りにおいて、必要である（E・ポッペとH・グラーフ・E. Poppe/H. Graf）からであった。社会主義国家において、階級闘争は克服されるべきものであったが故に、野党の活動の余地は認められないと、主張されていたのであった。野党を容認する場合には、反社会主義的勢力が野党に結集し、野党は「煽動政治の危険性を招来し、社会の動員を解除し、社会・経済生活の無政府状態を招き」うるのであると、ポーランド統一労働者党中央委員会第一二回総会報告書（一九六八年七月）は記していた。同報告書によれば、「計画経済の組織（的運営）を国家の主要な任務とする」社会主義社会の制約の下では、「野党を伴う複数政党制は不可避的に、経済生活の深刻な攪乱に至り」、「国家の経済的で文化的な発展の推進力」の弱体化を結果として伴うのであ

た。それ故に、社会主義体制は、本来的に「野党の存在と野党の活動遂行」の余地を排除するのであり、「野党は反社会主義的であり、社会主義における国家建設の原則を侵害するものとなるであろう」と、一九六九年一月二日付『週刊民主主義 (Tygodnik Demokratyczny)』誌(ワルシャワ発行)は述べていたのである。⁽⁵⁵⁾

野党の存在は、社会主義においては国家レベルで禁じられるのみならず、共産党の内部組織の領域でも禁じられていた。ソビエト共産党規約の前文は、共産党からのあらゆる会派とあらゆる起こりうる野党集団の排除、除名を命じていたのであった。⁽⁵⁶⁾

プロレタリアート(共産党)の独裁の下では、長期間にわたって、他の独立した政党は存在しえない。けだしマルクス・レーニン主義の学説によれば、複数政党は「敵対的階級が存在し、その利益が相互に敵対し、非有和的であり、いわば、資本家と労働者、土地所有者と農民、富農と貧農などが存在する社会でのみ」存立するからであった(スターリン「ソ連邦憲法草案について」⁽⁵⁷⁾)。したがって、市民国家の現実と概念の世界に由来する「合法的野党」や「複数政党制」という概念を、労働者階級の政治的支配に転用することは不可能であると主張されてきた。⁽⁵⁸⁾

しかし、百人の中で一人以下しか反対投票を行えない体制⁽⁵⁹⁾は、全体主義的であると言って差し支えないであろう。換言すれば、このような体制における指導者たちは、外見的な統計上の数字に現われた九九・五%前後の信任の中にもかなりの数の反対者が存在するのではないか、という恐怖感を覚えていると推察される。けだし、二百人中一九九人までが賛成することの方が不自然だからである。その結果、全体主義体制の指導者たちは自己の権限をできる限り強化して、姿を現わしていない反対意見を更に制限し、かような反対の声の存在を消し去ろうとする「空を打つような拳闘」⁽⁶⁰⁾を行うことになるのである。そして、かような恐怖心の裏返しとして、統制の強化が必要以上に行われ

表6 統一リスト上のSEDの統制強化

政党・政治団体名	年度	1950	1954	1958	1963	1967	1971	1976
SED(社会主義統一党)		110	117	117	127	127	127	127
CDU(キリスト教民主同盟)		67	52	52	52	52	52	52
LDPD(自由民主党)		66	52	52	52	52	52	52
NDPD(国家民主党)		35	52	52	52	52	52	52
DBD(民主農民党)		33	52	52	52	52	52	52
FDGB(自由労働総同盟)		49	53	53	68	68	68	68
FDJ(自由青年団)		25	29	29	40	40	40	40
DFD(民主婦人同盟)		44 ¹⁾	29	29	35	35	35	35
DKB(文化連合)		— ¹⁾	18	18	22	22	22	22
Genossenschaften(農協)		31 ¹⁾	12	12	—	—	—	—
SPD-Berlin(東ベルリン社会民主党)		6	—	—	—	—	—	—
合計議席数 ²⁾		466	466	466	500	500	500	500

本表は、Heinz Hofmann, *Mehrparteiensystem ohne Opposition*, Herbert Lang/Peter Lang, 1976, S.63. および *Die Volkskammer der DDR: 7. Wahlperiode*, Staatsverlag der DDR, 1977, S.62-71. に基づいて作成した。

- この3つの数値は、拙稿「東ドイツにおける社会主義統一党独裁の成立とその問題点」『早稲田社会科学研究41号』42頁、表2と一致せず、不可解である。
- ベルリン選出議員(各年66名)も含む。ベルリン選出議員は人民議会に「審議権」のみを有する議員として属していることに法的にはなっていたのであるが、事実上は完全な議決権を有していた。Cf. Hofmann, ebd., S.63, Anm.1. この点で、東ドイツの東ベルリン理解は西ドイツにおける西ベルリン理解とは異なっていた。西ドイツの州制度上、西ベルリン市は英米仏3ヵ国の占領下であり、西ドイツの統治には参加できない。これに対して東ドイツの行政県制度は、東ベルリンも含めて考えていた。(山田晟『ドイツ法律用語辞典』(大学書林 1982年) 233-234(Land)、64(Bezirk)頁。なお山田著64頁に東ドイツは14の行政県から構成されていると記されているが、東側の文献によれば、東ベルリンをも含めて15の行政県とされている。Cf. Kosaras Istvan, *Grundwortschatz der deutschen Sprache*, Volk und Wissen Volkseigener Verlag, 1980. 早川・幸田編訳『ドイツ基本語活用辞典』(第三書房 1983年) 73(Bezirk)頁。)

ることこそが、当該政治体制の支持基盤の脆弱性を示しているのではないかと思う。

東ドイツでは権力集中化に資する改革が三度行われた。すなわち、一九五四年と一九六三年に、統一リスト上、S E Dに有利で、かつての野党C D UとL D P Dに不利な、改革が二度行われた(表6参照)。また、一九五二年七月二三日の法律によって「国家権力の地方機関における構造上の統一性(Einheitlichkeit)」を保証するために、東ベルリンを一つの州として含まない五つの州から構成される州制度が廃止され、画一的な、東ベルリンをも一つの州として含む一五の県で構成される行政県(Bezirk)制度によって代替され、地方自治は制限され、中央集権制が強化されたのである。⁽⁶¹⁾

また、国民前線という統一選挙リストとの関連で、しばしば野党の問題が提起されてきた。ドイツ民主共和国国家評議会で、ヴァルター・ウルブリヒト(Walter Ulbricht)は、野党の共産主義国における不要性を、以下のように説いた。

西ドイツにおける市民勢力は、東ドイツには何ら野党も、野党の選挙リストもないことを非難している。野党の選挙リストは階級闘争や階級間の対立が存在する国家、すなわち資本主義階級が支配する国家においては必要不可欠である。かかる状況の下では、真の野党が存在し、かくして住民が選挙の助けを借りて影響力を獲得し、自らの民主的要求を貫徹しうるならば良いであろう。ドイツ民主共和国には何ら階級の対立は存在しない。労働者階級、農業協同組合員階級および就労者住民のその他の階層は、相互に友好的に結び付いている。かようにして、何らかの特別な野党の選挙リストを作成する問題は、何ら実体を持たないのである。野党リストの作成は不要である。⁽⁶²⁾

非共産主義政党も、自らを野党とは、社会主義国家である東ドイツではみなしていなかった。ただし、社会主義国では、「志を同じくする者の調和的共同体における生活」を保証しているからであった。『社会主義国における自由民主主義』と題する、LDPD中央幹部会書記局が編集した文献は、以下のように記している。

野党はかかるところで何を欲しうるのであろうか。権力関係を国民にとって不利になるように変更すること、このことは我々の既得権を剝奪しようとする者に利するにすぎないであろう。我々の努力とかかるやからは何ら共有するところはない。野党を我国で追求する者は敵対者のみであり、あるいは、共同体が本質的なものである⁽⁶³⁾。共有財産が各個人にとって価値ある、かような制度を想像することができない無知な者なのである。

一九四七年二月にオットー・グローテヴォール(Otto Grotewohl)が記した以下の論文に典型的に表われているように、憲法制定以前から東側占領地区ドイツでは「一つの路線」が強調され、それ以外の者は敵対者とみなされ、違憲かつ違法なものとして排除されてきた。すなわち、西ドイツのように「一つの政治制度」の下で、複数の路線の中から最も適したものを国民が選挙を通じて選ぶ、という視点が欠落していたのである。

……将来のドイツの国政の一般方針において我々はドイツ人として何よりもまず一致しなければならない。第一の問題は、いかなる法的形式を我々が創設するかであってはならず、むしろ、いかなる政治的路線を我々がとるかである。政治的路線について我々が一致したならば、我々は我々の民主国家の確実にして不可欠な基礎たるべき、(政治的路線に)対応する経済的、社会的および政治的關係を確立しなければならない。それ故に、ファシズムと軍国主義⁽⁶⁴⁾、独占と大土地所有は、我々の民主国家機構において、一定の憲法上確定された「民主的」競技規則に従って、その怪しげな競技を行う「野党」であってはならない。この四者はこの(新しく制定される)

憲法「による保障」の枠外に置かれ、法律「の保護」の枠外に置かれる。この四者は国家の刑事権力によって抑圧されることになるのである。⁽⁶⁶⁾

このような野党観の下では、野党は敵対者であるともみなされ、国政の運営に肯定的に参加する「建設的野党」を評価する旧西ドイツの⁽⁶⁶⁾ようなデモクラシーの寛容の精神は失われていた。換言すれば、グローテヴォールはこの時いわば「オール・オア・ナッシング (all or nothing)」の心理状態⁽⁶⁷⁾に近接した状態にあり、硬直的で防衛的だが脆弱な支持基盤しか持たないことを、自ら認めているに等しかったと言えよう。

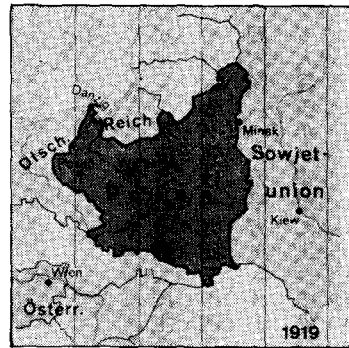
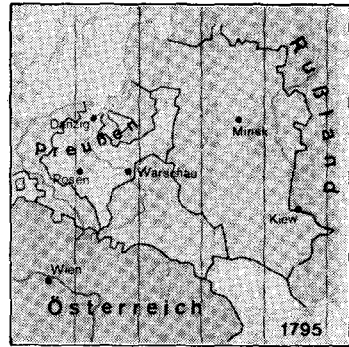
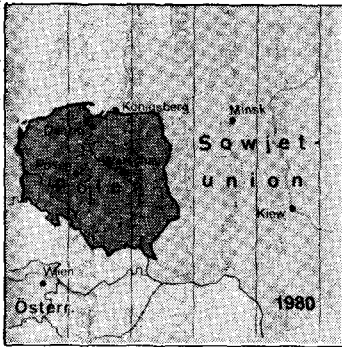
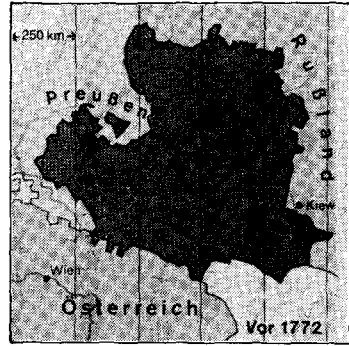
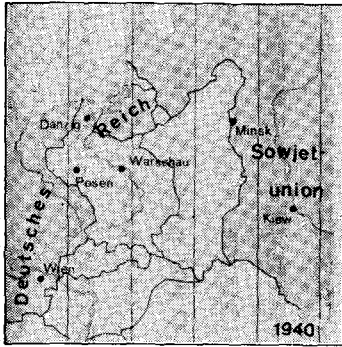
以上、東側世界における野党観を東ドイツを中心に論じてきたが、東欧における野党の否定をより深く理解するために、ポーランドの事例を比較検討してみたい。

四、ポーランドにおける野党の否定

1、統一リスト化の過程

一九三九年一二月にパリにおいて、社会党、国民党、農民党およびキリスト教民主党で構成される四大民主政党的代表者は、亡命政権 (Exilregierung) と亡命議会を形成した。しかし、この亡命政権とソ連は一九四三年四月二五日に関係断絶に至った。⁽⁶⁸⁾ この関係断絶の背景には、ソ連がポーランドの旧国土の四六% (一八万平方キロメートル) を自国の領土として新たに獲得した⁽⁶⁹⁾ という国境問題と、約四五〇〇名のポーランド人将校がソ連軍によって虐殺されたことが一九四三年四月に発覚した「カチンの森」事件⁽⁷⁰⁾ があった。すなわち一七七二年以前にはるか東方のミン

図7 ポーランド国土の西進



本図は、Ebeling/Birkenfeld,
Die Reise in die Vergangenheit,
 Westermann, Bd.4, 1982, S.247. による。

クまでも領有していたポーランドは、一七七二年から一七九五年の三次にわたる、ロシア、オーストリアおよびプロシヤの三国による分割によって地図から一度、姿を消した。⁽⁷¹⁾ 一九一九年にヴェルサイユ講和条約によってポーランドは独立を与えられた。しかしポーランドは、一九三九年八月二三日の独ソ不可侵条約の秘密議定書に基づいて、ソ連とドイツによって再分割され再び姿を消した。一九四四年にソ連軍によってナチス・ドイツから解放されたポーランドは、ソ連に割譲した領土の五七%にあたる一〇万三千平方キロメートルの旧ドイツ領土を獲得し、その国土は更に西方に移動し、かつ縮小したのであった(図7参照)。更に「カチンの森」事件の影響もあって、ポーランド軍の忠誠を確保するために、一九四五年から一九四六年にかけて、ポーランド軍將校団の三八%はソ連軍から配属された將校で構成されねばならなかったのであった。⁽⁷²⁾

一方、ソ連はモスクワで「ポーランド愛国者同盟」を一九四三年五月八日に設立し、さらに一九四五年一月一日に四大民主政党的左派を巻き込んだ「国民解放委員会」が、暫定政権(Provisorische Regierung)を樹立した。⁽⁷³⁾

一九四四年八月一日から一〇月二日のワルシャワ蜂起の失敗によって、「亡命政権」の影響力は失われた。一九四五年一月二七日の赤軍のワルシャワ占領後、暫定政権は容赦なしに五万人の敵対者を逮捕し、ソ連の流刑地に追放した。一九四五年六月二八日にワルシャワで正式に「国民統一政権」が発足して西側各国が承認した時には、農民党右派の「国民党」のみが一定限度で野党として共産党に対峙しえたに過ぎなかったのである。⁽⁷⁶⁾

一九四七年一月一九日の憲法制定人民会議選挙に際しては、国民党を除く四大政党、すなわち労働者党(共産党)、社会党、農民党および民主党は統一リストを既に作り、全体の八〇・一%の得票を得て圧勝した。しかし、国民党支持者が開票に参加することができた、五二〇〇の選挙地区中一三〇〇では、国民党が六〇〜六八%の得票を得て、実

表8 ポーランド人民議会における議席数

	1946	1947	1952	1957	1961	1965	1969	1972	1976
PPR労働者党 (共産党)	139	114	PZPR 統一労働者党	273	238	256	255	255	261
PPS社会党	112	116							
SL農民党	60	109	ZSL 統一国民党	90	118	117	117	117	113
PSL国民党	57	34							
SD民主党	38	41		25	39	39	39	39	37
SPキリスト教 労働者党	8	15		—	—	—	—	—	—
無所属	30	15		37	64	48	49	49	49
	444	444		425	456	460	460	460	460

1947年選挙ではPSL、SPを除く4党が統一リストを作成。1952年選挙以降、全党が統一リストを作成。1957年選挙では1956年の「10月革命」の影響を受け、非共産党の野党的興隆が見られた。

本表は、Heinz Hofmann, *Mehrparteiensystem ohne Opposition*, Herbert Lang / Peter Lang, 1976, S.99. による。

際は国民党が圧勝していたのである⁽⁷⁶⁾。共産党に率いられたポーランド警察によって⁽⁷⁷⁾、「野党国民党の候補者と支持者に対して加えられた、執拗な恐怖政治一色に塗りつぶされていた⁽⁷⁸⁾」選挙であったにもかかわらず、このような抵抗⁽⁷⁹⁾の認められたポーランドで、後に「連帯⁽⁸⁰⁾」が生れたことは記憶に新しい。

一九四七年一月一九日に行われた、共産党の不正選挙に対して、アメリカ合衆国と英国は抗議声明を一月二八日と二月三日に各々発表した。一方、共産党は社会党内少数反対派を一掃した後に、社会党と統一して一九四八年一月一五日に統一労働者党を結成した⁽⁸¹⁾。更に一九四九年一月に農民党(左派)と国民党(旧農民党右派)も、共産党の圧力の下で統一国民(農民)党へと統合され、こうして唯一の合法的野党国民党は解体されたのであった。かくして、一九五二年一月二六日の人民議会選挙では、全党によってあらかじめ定められた統一リストに対する信任投票へと移行したのである⁽⁸²⁾(表8参照)。

Ⅱ、十月革命…民主化改革の消長

ポーランドにおいては、一九五三年三月五日のスターリンの死後、直ちに東ドイツで一九五三年六月一七日に起きたような人民の蜂起は起こらなかった。統一労働者党指導部は、「極端なスターリン主義的独裁制と進歩的自由化の間で」「中庸的路線の政策」を執っていたが、一九五六年六月のボズナニにおける蜂起を境にして、同年一〇月に起きた「十月革命（厳密に言えば、下からの革命ではなく、上からの改革に過ぎなかったが）」によって、翌年一月二〇日の人民議会選挙までの間、一時的に民主化の兆しが見られたのであった。⁽⁸³⁾

就労者の賃金と労働条件に対する正当な不満が、一九五六年六月二八日のボズナニにおける労働者と学生の蜂起に至った。更に、統一労働者党内部における、モスクワに忠誠を誓ったグループと民族的路線の信奉者との対立は、一九五六年一〇月に「民族主義者」の側に軍配が上がることによって終結した。すなわちスターリン体制の下で「右翼民族主義的偏向」の故に一九四八年九月に党書記長の職を解任され、一九五一年七月三十一日には逮捕されて一度は完全に失脚した⁽⁸⁴⁾経歴を持つ、統一労働者党首W・ゴムウカ(Władysław Gomułka)が勝利し、ポーランド自主路線への道が選択されたのであった。その結果として、第一に、ソ連は、「暫定的なソ連軍の駐留がポーランドの国家としての主権を決して侵さず、かつ、ポーランド人民共和国の内政問題への介入を同じく差し控える」ことを確約しなければならなくなった。第二に、緊張していた国家と教会の關係に、妥協が生れうることになった。第三に、「一定の誤謬と〔公民権の〕剝奪を償う」ために、旧社会党と旧農民党右派（国民党）の党員が、名誉を回復することになったのである。⁽⁸⁵⁾

一九五六年当時、ゴムウカは以下のように社会主義国家における人物崇拜を批判していたのであった。

この体制の本質は、ヒエラルキーの頂点に立つ者が個人崇拜を行わしめることである。各々の個人崇拜は被崇拜者が機能する一定の領域に及ぶものである。社会主義国家ブロックにおけるこのようなヒエラルキーの最高位には、スターリン崇拜が位置している。スターリンの前では、より低い権力の座にすわっているすべての者が、そのこうべを低くするのである。この拝礼を行うのはソ連共産党とソ連邦の他の指導者のみならず、社会主義陣営の共産党や労働者党の指導者も含まれる。後者、すなわち、個々の国々の党中央委員会第一書記は、個人崇拜のヒエラルキーの第二番目に位置し、無謬性と見識性の荘嚴な衣をまとっているのである。しかしながら、各社会主義陣営の小国の指導者の個人崇拜は、自国の領土内で至上の崇拜順位を占めるに過ぎない。この種の個人崇拜は光の反照と表現しうる。それは月光のようなものである。⁽⁸⁶⁾

ゴムウカがこのような個人崇拜批判を公けにできたのは、この年の二月二五日にソ連共産党二〇回党大会でフルシチョフが秘密演説を行い、「我々は「スターリンに対する」個人崇拜を断固、今後二度と起こらないように排除しなければならぬ」と言明していたからであった。⁽⁸⁷⁾

非共産主義者にとつて、ゴムウカは国民的英雄に見えた。一九五六年一〇月二三日以来のソ連軍のハンガリーへの軍事介入の重圧の下、ポーランド国民は統一労働者党の指導的役割を否定しようとしてもこれをなしえなかったし、また、しなかった。しかし、統一労働者党は、連立政権に参加する政党の同権を強調し、自党を「同輩者中の第一人者」とみなした。「全ての政党の協力」が正式に、より注目を浴び、閣僚評議会の議長団の改革に伴って、統一国民党党首のスタッフアン・イグナル(Stafan Ignar)が、非共産主義者として始めて一九五六年一〇月二四日に、政府の

頂点に立った⁽⁸⁸⁾。一九四九年一月二七日に統一国民党が結成されて以来、一度も党大会が開けなかった同党にとって、破格の厚遇である。一九五六年一月三〇日にイグナルは統一国民党の名前で、「今や同権の基礎に基づく協力が可能になった⁽⁸⁹⁾」ことを宣言したのである。

しかし、「十月革命」が効力を十分に持ちえたのは、一九五七年一月二〇日の人民議会選挙までであった。一九五七年一〇月には、ゴムウカ自身が「十月革命」の拠点となった『ポ・プロストック (Po Prostu)』紙を、発売禁止にせざるをえなくなり⁽⁹¹⁾、モスクワの圧力のもと方向転換を計るといふ、先細り傾向に至った。その結果、唯一の国民的支持を得る国会議員は、三名のカトリック議員団 (キリスト教社会協会・平和団体：Christlich-soziale Gesellschaft und die Vereinigung PAX) のみとなったのであった。

三党の「連立政権」の外に、三名のカトリック議員団所属議員が存在するのは、「ポーランド社会主義議会制度」の特殊性であり、東側ブロック全体の中の唯一の例外であった。この国におけるカトリック教会の巨大な政治的、社会的意義と結び付く、この小集団は、公的には野党とはみなされず、単なるグループにしか値しないと考えられてきたが、一九七六年二月一〇日の憲法の承認に際して、四六〇名の人民議会議員中ただ一人、棄権したカトリック議員団所属のストムマ (Stomma) 議員のように、反骨精神は生きていたのである。カトリック教会の特殊な意味は、軍隊内部でも考慮されており、ポーランド軍には今日まで、東側ブロックで唯一、従軍司教が存在していた。他の東側ブロック諸国では、牧師や司教は残余の「国家に敵対的な要素」とみなされる者や犯罪者と共に、労働大隊に偏入されることを余儀なくされていたのである⁽⁹²⁾。

一七九五年から一九一九年にわたる三国分割による国家消滅の一二四年間、カトリック教会はポーランド人を結集

させる力の中心であった。帝政と結びついて抑圧者に協力しがちであったロシア正教とは性格を異にして、ポーランドのカトリック教会は反権力の伝統に生きてきた⁽⁹³⁾。同じように、一九四四年から一九八九年にわたるソ連支配の四五年間、カトリック教会は再びポーランドを結集させる精神的な砦となったのである。

Ⅱ、統一労働者党の指導的役割か多元主義か

一九五七年一月にモスクワで開催された「共産党と労働者党代表者会議」以来、「社会主義とそれに続く共産主義的建設において、マルクス・レーニン主義政党的指導的役割の存在とその確立」は、「社会主義制度の根本的原则」と称されてきた⁽⁹⁴⁾。

一九五九年にコムウカは、かかる共産党的指導的役割にもかかわらず、非共産主義組織の同権を、第三回統一労働者党大会で以下のように強調するのをいとわなかった。

国民統一前線における我党的指導的役割の承認は、連立政党への一つの命令書をも意味しないし、連立政党が伝導装置のベルトへと変遷することを全く意味しない。反対にそれは、あらゆる政党的独立したイニシアティブと、一般的綱領の実施への共同責任と、ポーランド国民と共にある権力への共通した参加をまさに前提としているのである⁽⁹⁵⁾。

他の人民民主主義国の憲法と異なつて、ポーランド憲法は一九七六年の改正憲法が規定するまで、公的に「統一労働者党的指導的役割」に言及していなかった。しかし、民主党は一九六五年二月の第八回民主党中央大会で、統一労働者党を「人民の指導的勢力」と呼び、統一国民党の代表者も、一九六四年六月の第四回統一国民党大会で、統一労働

働者党を「人民の先導的勢力」と称し、統一労働者党の綱領を「社会主義的建設の正しい綱領」とみなし、「共産主義者の基本的役割」を強調していた。したがって、一九七六年憲法三条一号に定められた、統一労働者党は「社会主義建設における社会の指導的政治力である」という条項の持つ意味は、既に社会的に承認された事実を、憲法本文に記したということだけであったかもしれない。⁽⁹⁶⁾

それだけに注目すべきことは、「連帯」が独立自主管理労働組合として、一九八一年一〇月七日の綱領の中で、多元主義に以下のように言及していることなのである。

世界観の多元主義、社会的・政治的・文化的多元主義が自主管理共和国における民主政治制度の基礎となるべきである。⁽⁹⁷⁾

以上、ポーランドにおける選挙上の統一リスト化の経緯、ゴムウカによる上からの改革の失敗、カトリック教会の反権力の伝統、および統一労働者党の指導的役割に対する「連帯」の多元主義の主張を検討してきた。そこでは共産主義勢力の画一化政策に対する反対勢力が常に存在していた。それは、「共産主義体制は『反体制』の存在を許さない。しかし『反体制』の存在しないいかなる『体制』もありえない⁽⁹⁸⁾」ことを再認させるものであった。特に独立自主管理労組「連帯」が十年間⁽⁹⁹⁾にわたって今日の東欧市民革命を準備してきたことは記憶に新しい。

最後に、東欧全体の観点から反対勢力がどのように分類されるものであるかを示し、かつ、この反対勢力が一九五三年以降の非スターリン化の時代においてどのように変遷してきたかをたどり、東ドイツとポーランドの事例が、東欧全体の中で占める位置について検討してみたいと思う。

五、東欧における野党・反対勢力興隆の端緒

——一九五三年を契機として——

共産主義の理論と実践は、伝統的にあらゆる形態の反対（野党や党内少数派）の合法性を否定してきた。……共産主義の理論は、権力にある者の更迭を目的とする組織化された集団という形態を取る「反対派」のみならず、共産党の指導者によって提案され、採択された政策に対する批判の形態を取る「見解の相違」をも、禁じるに至ったのである。スターリンによって極論にまで拡張解釈された結果として、この戦略は最終的にほとんどあらゆる形態の反対者を完全に排除したのである。せいぜい受動的抵抗ないし革命的謀議が、野党の痕跡として残っているにすぎなくなった。東欧諸国において、この事實は、共産主義の権力があらゆる所で十分に確立され、人民民主主義がプロレタリアートの独裁形態と同一視されるに至った、一九四八年以降、完全な形態で現実化したのであった。⁽¹⁰⁾

しかし、スターリンが一九五三年三月五日に死去して以後、東欧における反対勢力の役割に格段の変化が見られるようになった。もとより東欧においては、野党ないし反対意見そのものに対して、体制側の態度に根本的な教義上の変化は見られなかったけれども、以下の四つのタイプの反対勢力が生じるに至ったのである。⁽¹¹⁾

第一に、共産主義体制そのものに対する「全面的反対勢力（integral opposition）：反体制派」があげられる。この「全面的反対勢力・反体制派」は、陰に陽に忠誠を誓うことを拒否し、万一具体的行動を取る場合には、官製の政策に対する反対や現体制の転覆を意図する暴動や革命的な謀議、大衆によるデモ行進、地下活動やサボタージュのよ

うなより小規模な形態の抵抗活動、ないし政治亡命という形を取るのである。この種の反体制 (anti-system) 的反対勢力は、通常、民主主義の信念ないし保守的の信念または極端な民族主義的の信念に忠誠心を持つ、反共主義 (anti-communist) 勢力によって維持されている。しかしながら、場合によっては、異なった意見を持つが故に非合法に活動することを余儀なくされた共産主義信奉者が加わることさえもありうるのである。⁽¹⁰⁸⁾

第二に、ブルガリアの首相である A・ユーゴフ (Anton Jugov) やハンガリーの第一書記である M・ラーコシ (Mátyás Rákosi) のような、権力構造の高い地位にある者が、権力共有者の権力を篡奪することを試みる「派閥的反対者 (factional opposition)」があげられる。私見によれば、これら「派閥的反対者」は共産党ないし政府の最高機関内の人事移動においてのみ、その存在を知ることができるが、もとより、その支持者はより広い社会・政治集団ないし大衆に求められることが多い。「派閥的反対者」は他の指導者に対する異議は唱えるが、共産主義支配機構そのものに対する反対は示さず、共産党と政府の政策に対する基本路線上の相違を常に意図する訳ではない。しかしながら「派閥的反対者」は共産主義的民族主義者か国際主義プロレタリアートか、リベラル派か保守派か、左派か右派かという点で、根本的にイデオロギー上の深い溝を持つているのである。⁽¹⁰⁹⁾

一九五三年三月五日のスターリン死去を契機として、一九五三年六月一七日に東ベルリンで労働ノルマ強化に反対する建設労働者のデモ行進が始まった。この自然発生的な「労働者の蜂起 (Arbeiteraufstand)」は、東ドイツ全土二七〇都市におけるストライキとデモ行進へと拡大した。東ベルリンの大臣官邸の前で、建設労働者達が、

同志諸君、問題なのはノルマや物価ではない。それ以上だ。政府は自らの過失の責任を取らなければならない。
我々は自由かつ秘密選挙を要求する。⁽¹¹⁰⁾

と宣言した時、この行進は、共産主義体制そのものに対する「全面的反対勢力・反体制派」の範疇に既に属する観を呈していた。ソ連軍の戦車隊が出動し非常事態が布告され戒厳令が敷かれる中、三〇〇名から四〇〇〇名の死者（公的には四名の警官と二名の市民のみと発表された）を出して、労働者の蜂起は鎮圧された。ウルブリヒトは、この暴動の後に、「階級の敵に事実上の支持を与えた」という理由で、SED内の「派閥的反对者」を党から除名する手続を行った。三年後、一九五六年のポーランドにおけるポズナニ暴動とハンガリー動乱に直面して、ウルブリヒトは更に、「スターリン主義から解放されたSED、その見解と政策においてスターリン主義から完全に独立したSED」の建設——いわゆる非スターリン化路線——を主張する「派閥的反对者」すなわち党内反对派（innerparteilichen Opposition）の粛清に着手した。逮捕と何年間にもわたる禁固刑が、これらの民族的共産党内反对集団（national-kommunistische Oppositionsgruppe）を壊滅せしめ、一九五八年初頭に、ウルブリヒト自身の代理シルデヴァン（Schildewan）を党指導部から追放することによって、この党内抗争は終止符を打ったのである⁽¹⁰⁶⁾。

第三に、共産主義体制そのものへの拒否は含まないが、価値基準の極めて重大な相違に基づいて、体制の一連の重要政策全体に対して反対する「体制内で基本政策をめぐって反対する勢力（fundamental opposition）」があげられる。この「体制内で基本政策をめぐって反対する勢力」は、党最高幹部間の派閥的敵対関係と結合することもありうるが、政党指導者の更迭を本来目的とするものではなく、むしろ指導者によって追求される政策に反対し、政策に影響力行使しようとする、党内反対勢力なのである⁽¹⁰⁷⁾。

最後に、特定政策に対してのみ反対する、体制内共産主義者の反对派としての「特殊的反对勢力（specific opposition）」があげられる。この「特殊的反对勢力」が過激になると、「体制内で基本政策をめぐって反対する勢力」に

近づき、過激に改革された共産主義を求めるようになる。更に進んで、この体制内野党が「全面的反対勢力・反体制派」を偽装する場合もある。いずれにせよ、伝統的スターリン時代には、あらゆる反対派は体制にとって忠誠ではない (disloyal) とみなされていた。とはいえ、本質的にこの特定政策に対する反対派は、体制に忠実な反対派であり、確立された政策に批判を加え公的政策を変更することを目的とし、提案された法案と異なる法案を提示し、将来の行動路線を提案する⁽¹⁰⁸⁾、最も平和的で健全な野党と言え、万一、この野党の存在が公的に政治機構の上で認知されていたならば、現在必要とされている東欧の革命的变化が、前もって漸進的にある段階まで達成され、ルーマニアのような流血の惨事もあるいは避けられたかもしれない。しかし、この政策上の代替案の討議は、部分的には公的になされていたが、他の部分は秘密裡になされてきたにすぎなかった⁽¹⁰⁹⁾。

本来ならば、共産党はこのような種類の批判を、共産党自体が時代の要請にこたえ、社会的正義を実現してゆくために、当然、奨励しなければならないはずであった。しかし、批判の存在すら認めない全員一致制度をとる共産党の政治体制上の建前からすれば、この種の批判をかわし、制限しなければならないという自己矛盾をかかえていた。したがって、正常な批判機能を行使しえないが故に、しばしば特定政策に対する体制内野党であっても、共産党のコントロールを免れ、認可されうる制限を超えて進む場合があった。このような場合には、派閥抗争の形で始めて、党政治局員内での意見の対立が表面化してきたのである。したがって、この「特殊の反対勢力」とここで称してきた、特定政策に対する体制内野党は、「派閥的反对者」と結び付きうるのである⁽¹¹⁰⁾。

一九四八年以前において、チェコスロヴァキアやハンガリーのようないくつかの国で、多かれ少なかれ真 (genuine) の意味を持った連合政権が存在していた時期においてさえ、「全面的野党・反体制派」や「基本政策に反対する体

制内野党」というような、共産主義体制に対抗する野党ないし体制内で大幅な代替政策を追求する野党は非合法とみなされていた。政府が基盤とする国民前線内では、一種の意見を同じくする者同志の包括的かつ先験的な同意 (consensus: 意見の異った者同志の妥協的合意 agreement と異なる) が具現していた。もとより、共産主義者によって支持され、部分的には他の連合政権に参加する政党の同意に基づいて施行された、旧体制の急激な破壊と共産党の独裁の成立に対して、住民全体のいくつかの部分の側には強い見解の相違があったことは疑う余地がない。しかし、国民前線体制自体に対して反対する「全面的野党」は禁止され、国民前線の「基本政策に反対する体制内野党」も同じく禁じられていた。いくつかの国々では競合的選挙戦の機会や、公的議論において見解の相違を表明する機会が存在していた。しかしながら、選挙においては、国民前線に参加する政党間で議席配分があらかじめ定められている場合が多く、公的議論においても、ある場合には自ら課した制約が存在し、他の場合には圧倒的一致の雰囲気を反映した制約がみられた。連立政権内部でも、共産主義者とその同調者によって追求される政策に対する非共産主義者の反対や、共産主義者による「同盟国 (ソ連)」の行動に対する反対が存在した。この反対派は通常は特定の政策に対して向けられてはいたが、しばしば、黙示的であれ明示的であれ、もしくは公然としたものであれ、共産主義体制そのものに対する反対や、野党が主張するような全面的代替案としての政策をも含んでいたのである。しかし、事実としては、共産主義政党と非共産主義政党との間において競合する権力闘争は、潜在的にもほとんど存在しなかった。この共産主義統治の初期の段階においては、共産主義者は様々な程度に討論の上で一定の自由を許容し、連合政権に参加する政党による反対の要素を多少は容認していたが、共産党の究極的目的は、共産党の独自の目的に対する見解の相違や反対によって、瑕疵を受けていない完全なコンセンサス (complete consensus) であつたのである。⁽¹¹⁾

これに対して、西側民主政治制度の下では全包括的コンセンサスは放棄されていることを、一九七六年五月二三日に、ヘルムート・シュミット (Helmut Schmidt) 西独首相 (SPD) は以下のように指摘している。

……中世のような、統合的観念に導かれている社会とは異なり、我々が表明する多元的社会においては、すべての構成員の価値上の立場を完全に一体化することはありえない。民主的憲法を肯定することは、全包括的コンセンサス (Totalkonsens) の原則上の放棄を直ちに意味するのである。⁽¹²⁾

また、一九七二年一〇月九日にウィースバーデンCDU連邦党大会で、CDU基本委員会〔後のCDU基本綱領委員会〕がまとめ、リヒャルト・フォン・ヴァイツゼッカー (Richard von Weizsäcker) 同委員長が報告した「我々の時代の挑戦」と題する第一報告書によれば、「国家の任務」は以下のように「全体的秩序」の形成にはなかった。

……国家は神の国 (das Reich Gottes) を実現しえないし、実現すべきでもない。国家は唯一の秩序ではなく、まして全体的秩序 (die totale Ordnung) では全くない。国家は神聖化された超自我 (Überich) ではなく、人間にとって最終的判断を告知する職務を有してはいない。しかし、この地上のすべての仮りの姿において、国家はそれを維持する活動を行う力を有するものとして、人間に奉仕し、人間の自己実現と自由を可能にし、他ならぬ弱者の自由を可能にする任務を有している。これが国家独自の尊厳であり、権威である。⁽¹³⁾ ……

共産主義体制の下では、全員の意見の一致という全面的コンセンサスを先験的に、あらかじめ造り出すために、少数意見が弾圧されその存在すら認められなかった。一九四八年までに、議会における審議、選挙戦ないし特定政策に対する批判において表明された、党内におけるより穏健な形態の競合までもが排除され、完全に発展したスターリン主義の教義が、今までに導入されていない全ての場所で、網羅的に強要されたのであった。⁽¹⁴⁾

一九四八年以後のスターリン主義の時代において、ユーゴスラヴィアを除く東欧諸国は、ソ連において一九三〇年代に確立された、単一的に統制された (monolithic)、全体主義的 (totalitarian) 統治形態を採用した。共産党以外の政党が存在する場合には、かかる政党は支配政党としての共産主義政党に、全幅かつ無条件の支持を行うことが要請された。したがって、いかなる野党も機能することは許されなかった。代議制議會は「付和雷同する御用議會 (rubber stamps)」に外ならないものとなり、労働組合のような社会的団体は巨大機構の中で動力を伝える「伝動装置のベルト (transmission belts)」にすぎないものとなった。容赦のない弾圧が、共産主義体制自体に対する「全面的反対勢力・反体制派」ばかりではなく、体制内で政策の全面的ないし部分的変更を求める、「体制内で基本政策をめぐって反対する勢力」ないし「特殊的反対勢力」をも撲滅する目的で、採られたのであった。「批判」や「自己批判」は公的には奨励されたけれども、事実上かかる批判の実践は、対立する見解の公然たる表明や代替的政策の進展には、ほとんど余地を残していないか、まったく余地を残していなかったのである。共産党の指揮権の範囲内で、初期のソ連と同様に、様々な「派閥的野党」が台頭したが、苛酷な粛清と投獄や死刑を含む極めて厳しい刑罰によって、処分されたのであった。⁽¹⁵⁾ エリツィンの自伝によれば「失脚した政治家はスターリン時代には銃殺され、⁽¹⁶⁾ フルシチョフの頃には年金生活者の列に追いやられ、ブレジネフの停滞の時代には大使として遠い外国へ飛ばされた」のであった。⁽¹⁷⁾

スターリン以降の時代において初めて、東欧における野党の注目すべき興隆の端緒が起こった。各国の間には、伝統的スターリン主義から何ら変化が基本的に生じず、弾圧によってあらゆる形態の反対が阻止されている、アルバニアから、スターリン体制が根本的に修正され、一定の種類の反対勢力が許容され、奨励されてさえているユーゴスラヴ

イアに至るまで、多様なスペクトルが展開されているのである。この両極端の二国の間に位置する他の諸国は、非スターリン化 (de-Stalinization, Entstalinisierung) のテーマにおいて、特徴的な多様性を展開しており、ルーマニア、東ドイツ、ブルガリアのようにはほとんど非スターリン化が公言されなかった事例と、ポーランド (一九五六年のゴムウカの上からの改革、一九八〇年八月以降のレフ・ヴァウェンサ (Lech Wałęsa) 「連帯」全国委員会委員長が率いる下からの変革の動き)、チェコスロヴァキア (一九六八年の「プラハの春」、ハンガリー (一九五六年のハンガリー動乱におけるWTO脱退と中立国化の試み) のように非スターリン化がより表明された事例とに分かれるのである。⁽¹⁸⁾

おわりに

第二次世界大戦後の共産主義体制の下の国々は少数者の自由と人権を積極的に認めず、野党の存在を否定してきた。この体制の欠陥が明らかになるには戦後四〇年余りの歳月の後に、経済的に国家が破綻に瀕するまで待たねばならなかった。東欧の民主化革命の原因の一つが社会主義経済の悪化⁽¹⁹⁾であった(表9参照)。政治の自由化は進行しつつある。しかし、経済的に国家を再建するためには、国民一人一人の国民感情と勤労の意欲の向上が不可欠であろう。見えるもの(経済的成長)は見えないもの(民主政治のための精神的要件の一つである勤労の意欲)によって、実は規定されているのである。⁽²⁰⁾

この点で注目すべきことは、アメリカ諸州の州憲法の権利章典の冒頭で、「造物主によって賦与された不可譲の権

表9 ソ連・東欧の経済成長率(%)

▲はマイナス	1988実績	1989実績	1990計画	対外総債務 (億ドル・89年末)
東欧全体	3.1	0.5	▲2.3	1,010
ブルガリア	2.4	▲0.4	▲3.7	108
チェコスロヴァキア	2.4	1.7	2.5	79
東 独	2.8	1.9	▲4.5	206
ハンガリー	0.3	▲1.5	0	200
ポーランド	4.9	0	▲10.0	414
ルーマニア	3.2	0	9.5	3
ソ 連	4.4	2.4	4.4	492
ソ連・東欧全体	4.0	1.9	2.5	1,502
ユーゴスラヴィア	▲1.7	0.8	▲2.0	174

但し、本表では、鎖国政策をとり、ワルシャワ条約機構にもコメコンにも属さず、1967年に世界で唯一例外的に無神国家を宣言した旧イスラム教国、アルバニアを統計に含んでいない欠陥がある。

本表は、山下啓「ドナウの東——内側から見た東欧革命」(日本経済新聞社 1990年)204頁による。

利」の一つとして数え上げられている「財産享有の権利」に言う「財産 (property)」とは、「労働の造り出すもの (proceeds of labor)」(一八六四年メリーランド州憲法一条)、「労働の果実 (fruits of labor)」(一八六五年ミズリー州憲法一条一号、一八六八年ノース・カロライナ州憲法一条一号、一八七六年同州憲法一条一号)ないし「勤労の賜 (gains of industry)」(一八七五年ミズリー州憲法一条四号)であったことである。上からの命令に専ら従うことの繰り返しに従来慣れ親しんできた人間が、いかにして自発的に勤労に励むことに希望を見い出すようになるか。ここに今日の東欧市民革命の成否はかかっていると見えよう。

政治の面で、共産党の一党支配から自由民主制へと変化し多元的社会へと変化しつつあるように、経済的には計画経済から市場経済へと移行しつつある。しかし、いかなる種類の市場経済を目指しているのかわるか。一九九〇年八月に施行された全ソ世論調査セン

ターの調査(対象一八八四人)によれば、ブルジョア人の四八%が資本主義を指向しているのを除けば、バルト三国の人々の五二%、ウクライナ人の三七%、ウクライナのロシア人の四一%はスウェーデン型社会主義を期待し、ペロロシア人の四五%、中央アジア人の五七%、ロシア共和国のロシア人の三六%、ペロロシアのロシア人の六三%、中央アジアのロシア人の四四%、バルト三国のロシア人の四五%は民主的社会主义を想定している⁽¹²⁸⁾。したがって、全体としては北欧型の「社会福祉国家」、あるいは旧西ドイツ型の「社会的法治国家」の下における「社会的市場経済という制度(System der sozialen Marktwirtschaft)」を指向していると言えよう。

しかし、私見によれば、旧西ドイツの「社会的市場経済」における「社会的」という契機的重要性は、東欧革命においては余り注目されていない。財産権の自由と共に財産権の公共性⁽¹²⁹⁾という側面を考え、経済的弱者⁽¹³⁰⁾に対して配慮をすることを怠るならば、東欧革命の破綻に至るであろう。「一つの経済システムとして、法的手続によって「かような経済的弱者に対して配慮する」という目的も当然含まれる…引用者加筆」政治的目的を実現するものが、ヨーロッパの刻印を持った民主的社会主义⁽¹³¹⁾である」と、ルートヴィヒ・エアハルト(Ludwig Erhard)元西ドイツ経済相(一九四九—一九六三年在職後、首相に選出された)は述べている。とは言え、断っておかねばならないのはドイツにおける「社会的市場経済」という制度は、法治国家の手続によって実現されるけれども、基本法上明確に規定されたものではないことである。この制度は与野党の合意の下、エアハルト経済相の主導の下で導入され、与野党双方に強調点の相違はあるけれども、今日までドイツにおいて経済を支配する行動原則とみなされているものなのである⁽¹³²⁾。更に私見によれば、「経済的弱者に対する配慮」をより強く打ち出すものは、「社会的市場経済」という経済体制と対となる「社会国家(Sozialstaat)」という政治的原則である。そして、社会国家の原則が法治国家という手続によって実

現されることを目指すのが、「社会的法治国家 (sozialer Rechtsstaat)」という制度なのである。このように、政治と経済の関係は密接不可分と言いうると思われるのである。

注

(1) Gail Sheehy, *GORBACHEV: The Man Who Changed The World*, G. Merritt Co., 1990. ゲイル・シーヒー著、落合信彦訳『世界を変えた男ゴルバチョフ』(飛鳥新社・一九九〇年)五五―五八(五八)頁。

一九八六年の秋にスターリンの恐怖政治を暴露した最初の映画『懺悔』を見た後に、ゴルバチョフはイタリア共産党の三人の訪問者に対して、「幾つかの場面では涙を抑えることができなかった」、「秘密警察が無実の音楽家のドアをノックして正当な証拠もないのに刑務所に連れ去るエピソードでは、祖父が逮捕された夜のことについての祖母の話を思い出した」と語っている。 Cf. Dusko Doder/Louise Branson, *Gorbachev: Heretic in the Kremlin*, Viking, 1990. D・ドーター／

L・ブランソン著、大蔵雄之助訳『ゴルバチョフ 九三―一九九一』(TBSブリタニカ・一九九二年)二二―二四頁。

(2) Muxakt G. Lopachen (シビマイル・C・ゴルバチョフ)著、ソ連内外政策研究会訳『ゴルバチョフ演説・論文集Ⅱ』(国際文化出版社・一九八九年)五四―〇七(六九―七一)頁。

(3) 独裁制の下では第一に、国家機構における「国家権力の(保持者の)独占化」と水平的および垂直的・連邦制的権力分立の排除の結果として、第二に、議会政治上、野党が認められず、社会的および政治的多元主義が(完全に、ないし徹底的に)廃棄され、報道の自由が否定されるので、政治的支配者に対する人民の監視とコントロール機能が失われるのである。司法制度上は第三に、法治国家が警察国家によって代替され、人身の自由、正当な法の手続、および司法の独立が侵害されると述べる。 Cf. Hrg. v. Dieter Nohlen, *Wörterbuch Staat und Politik*, Piper, 1991, S. 95-97(96); Rainer-Olaf Schultze, 「このような三種の仕組みの中で、本来、政治権力と場合によっては対決し、言論の自由を守る筈となるべき重責を担うのが、マスメディアである。」

(4) Hrg. v. Gerhard Rein, *Die Opposition in der DDR*, Wichern-Verlag, 1989, S. 13, 34, 59, 105, u. 109. によれば、「新フォーラム (Neues Forum)」の結党声明には日付が記入されていなかったが、一九八九年九月始めまでに数百名の署

名を集めていた。したがって「初の野党」は新フォーラムであったかもしれない。同年一〇月二日には「民主的出発 (Demokratischer Aufbruch)」が、九月二日には「市民運動・民主制を今 (Bürgerbewegung Demokratie Jetzt)」が、九月始めには「ポレン綱領派 (Böhlerer Plattform)」が、そして一〇月六日には「緑の党 (Grüne Partei)」がそれぞれ結党声明を表明している。SDA (社会民主党) 設立にあずかった四名の発起人のうちの一人である I・ハーメ (Ibrahim Böhme) は、自らを SED とは別個のマルクス主義者であるとみなしていたが、SDP を野党ないし野党集団であると判断していた。Cf. Ebd., S. 97, 102-103. ポレン綱領派も社会主義的野党と自称し、SED 党員をも含んでいたが、「ドイツ民主共和国における民主的、自由主義的で社会主義的な発展」を標榜していた。Cf. Ebd., S. 105, 109. このように、社会主義者自身も改革に参加したことは無視されてはならないと思う。これら新しい野党の代表者たちは、一九八九年一〇月四日に共同声明を発表し「国連の監視の下で新しい選挙が行われるべきこと」を訴えている。この声明には、右の諸政党のうちポレン綱領派と緑の党を除く四政党と、「女性社会民主主義者の会」、「平和・人権イニシアティブ」および「ハンコ―平和クライシス」が連署している。Cf. Ebd., S. 122-123.

これらの新しい野党は「憲法に基づいて許可申請」を行った。坪郷實『統一ドイツのゆくえ』(岩波新書・一九九一年) 二五―二六頁参照。この申請の法的根拠は、東ドイツ一九七四年憲法一九条に定められた「団体・結社の権利 (Recht auf Vereinigung)」に基づいて、「登録された団体がその活動を遂行することを保障する」権利である。Cf. Siegfried Mampel, *Die Sozialistische Verfassung der DDR*, Alfred Metzner Verlag, 2. Aufl., 1982, S. 723, 730, Raudur, 20. この権利は元々、国連の一九六六年二月の「市民のおよび政治的権利に関する国際規約」二二条(結社の自由)を批准し、遵守するために、一九六七年一二月九日の命令によって規定されていたが、一九七五年一月六日の命令により削除されたものである。Cf. Mampel, ebd., 20. 「憲法に基づいて」と述べ、「法律に基づいて」と表現できなかった理由は、法律上の規定が存在していなかったが故である。

- (5) Rein, ebd. (Anm. 4-1), S. 85, 95.
- (6) 読売新聞 一九八九年五月二八日。
- (7) Mahatma Gandhi, "The All-India Congress Committee", 2. 3. 1922, *The Collected Works of Mahatma Gandhi*, vol. 22, The Publications Division: Ministry of Information and Broadcasting: Government of India, 1966, pp. 500-504

(300). 安芸基雄『政策か信念か、ガンデイーの場合』(真理の会事務局・一九八九年)二五頁。

(8) 福音主義教会法学者であるルドルフ・スメント (Rudolf Smend) は、国家権力の担い手が悪魔崇拜に基づいて正義にもとる政策を行う場合には、「キリストの王権 (Königsherrschaft Christi)」というテーゼに基づいて悪魔化した国家の是正を求めねばならないと説いている。これは伝統的なルターの「二つの王国 (Zwei Reiche)」論に基づいて、神の国と地上の国は異なっているという口実の下に、悪魔化した国家を放任するに至った迎合的基督教聖職者層への警告をも含むものである。清水望『国家と宗教』(早大出版部・一九九一年)二四〇―二四二頁参照。

(9) 『南原繁著作集』(若波書店・一九七三年)七巻、四五八頁。

(10) Mikhail Gorbachev, *Perestroika—New Thinking for Our Country and the World*, Harper & Row, 1987, p. XV. M. エルンツォフ著、田中直毅訳『ソレストロイカ』(講談社・一九八七年)一〇頁。Robert S. McNamara, *Out of the Cold*, Simon & Schuster, 1989, pp. 127-128. R. S. マクナマラ著、仙名紀訳『冷戦を超えて』(早川書房・一九九〇年)一四二頁。

(11) 内村鑑三は「Idolatry (偶像崇拜) : 人間を神様として祭ること」とは実に怖ろしいものだ。ここに偽善の根本があるのだ」と、一九二八年一月頃に語っている。石原兵永著『身近に接した内村鑑三』(下) (山本書店・一九七九年)一九八頁。

(12) 拙論が、共産党の指導者たちは自己を神格化していたというのは、無数のプラカードや写真ないし政治的デモンストレーションにおける演出、宣伝などの外的証拠に基づいて述べているのであって、過剰な「万歳」騒ぎに対して独裁者本人が「不機嫌」であることは、スターリンの事例のようにはありうる。 Cf. Svetlana Alliluyeva, *Twenty Letters to a Friend*, Harper & Row, スペトラーナ・アリルーエワ著、江川卓訳『スペトラーナ回顧録: 父スターリンの国を逃れて』(新潮社・一九六七年)二七七頁参照。また同書、二八三頁によれば、「自分を神と考えたりすることは、父「スターリン」には許してなかった」と記されている。

(13) 人権なかならず自由権を守るという時、特に肝要なのは少数者の権利がいかに保護されるかである。この点についてヘルギー憲法六条の二(一九六七―一九七一年加筆改正)は、以下のように定めている。

ヘルギー国民に認められる権利および自由の享有は、差別なく確保されなければならない。この目的のために、法律お

- よび命令は、とりわけ、イデオロギーおよび哲学上の少数者の権利および自由を保障するを要する。(清宮四郎「ソルギ一國憲法」宮沢俊義編『世界憲法集』第三版(岩波文庫・一九八〇年)七一頁。Gisbert H. Flanz, "Belgium", 1989, ed. by A. P. Blaustein/G. H. Flanz, *Constitutions of the Countries of the World*, Oceana Publications, p. 2.)
- (14) P. V. D. Stern, *The Life and Writings of Abraham Lincoln*, The Modern Library, 1940, pp. 723-726. 高木・斎藤訳『リンカーン演説集』(岩波文庫・一九五七年)一三五—一三九頁(奴隸解放予備布告 一八六二年九月二三日)。
- (15) Ed. by J. G. Nicolay/J. Hay, *Complete Works of Abraham Lincoln*, Lincoln Memorial University, 1894, vol. 8 (1862-1863), pp. 52-53 (Meditation on the Divine Will, September 30th?, 1862). Stern, op. cit. (note 14), pp. 728-729.
- (16) 拙稿「戦後のFRGの出発点に関する一考察」『早稲田社会科学研究所43号』(一九九一年)一四四—一四六頁(注(10))表3参照。
- (17) Robert A. Dahl, *Polycracy: Participation and Opposition*, Yale University Press, 1971, p. 17. ロバート・A・ダール著、高島・前田訳『ポリプーキー』(三一書房・一九八一年)二二—二四頁。
- (18) Hsg. v. O. K. Flechtheim, *Dokumente zur parteipolitischen Entwicklung in Deutschland seit 1945*, Bd. 3, S. 16. 拙稿「ボン基本法における『人間の尊厳』(7)」「早稲田政治公法研究29号」(一九八九年)一六五頁。
- (19) 同注(23)相当箇所の段落でK・シムルナスは「至上の国家機関 (das höchste staatliche Organ) である議会」と指摘している(See, Ann. (23))。が、一九七四年東ドイツ憲法四八条一項で言及する「至上の国家権力機関 (das oberste staatliche Machtorgan)」と置か換えて推論を行った。Cf. Mampel, a. a. O. (Ann. 4), S. 912. Dietrich Müller-Römer, *Die neue Verfassung der DDR*, Wissenschaft und Politik, 1974, S. 96.
- (20) J. Kurt Klein, *Demokratie und Diktaturen*, Köhner Universitäts-Verlag, 1970, S. 281-282.
- (21) 「民主的権力集中制」とは、通称「民主集中制」と言われている原理を、西側自由民主国における権力分立制との対比において示そうとした言葉として用いた。本来「民主集中制」は、「個人主義的分散主義」に陥る虞が否定できない「民主」の側面と、「官僚主義的権力支配」へ傾斜する可能性を否定できない「集中」の側面という、矛盾し対立する二つの要素の調和的均衡をめざすべきものであった。斎藤寿『社会主義憲法構造の研究』(日本評論社・一九八六年)一九〇頁注(10)参照。

- 照。しかし、現実には、「民主的中央集権主義 (democratic centralism)」（同前書、八六頁注(11)参照。)を例にあげて考
えらると、「民主モメント」と「集権モメント」の均衡関係が、社会主義国家機構構造と並列的に配置された共産党組織の指
導性に基づく権力作用の下で、「集権モメント」の肥大化現象を呈し、不安定な状態に至っていたのである。同前書、五一
頁参照。
- (22) Mampel, a. a. O. (Ann. 4), S. 210, Rendnr. 21.
- (23) Karl Schultes, "Um die Deutsche Verfassung", *Neue Justiz*, 1948, S. 180.
- (24) Hrg. v. K. Sorgenicht/W. Weichelt/J. Riemann/H. -J. Semler, *Verfassung der DDR: Dokumente Kommentar*, Bd. 1, Staatsverlag der DDR, 1969, S. 118.
- (25) Mampel, a. a. O. (Ann. 4), S. 542, Randnr. 13. 一九七七年マレジネフ憲法五〇条は「社会主義体制を強固にし、発展
をめざす目的で」「言論、出版、集会、大衆集会、街頭行進、示威行動の自由」を保証し、同四七条は「共産主義建設の目的」
の範囲内で、「科学的、技術的および芸術的創造の自由」を保証していた。宮沢俊義、注(12—1)前掲書、二九九頁(藤
田勇)参照。
- (26) Mampel, a. a. O. (Ann. 4), S. 543, Randnr. 14.
- (27) Pluralismus を夕刊読売新聞一九九〇年二月五日付は「政治的複数主義」と訳し、政治的中立性を意図している。なお「多
元主義」という言葉が、従来、社会主義的左傾化を意味するきらいがあったことについては、拙稿「人間の尊厳と基本価値
論争」『早稲田政治公法研究34号』(一九九一年)一九二頁を参照。
- (28) 高島通敏、注(17)前掲書、三〇九頁(あとがき)。
- (29) Dahl, op. cit. (note 17), p. 1.
- (30) Robert A. Dahl, *After the Revolution?*, Yale University Press, revised ed., 1970(1990), p. 60.
- (31) 例えば、ソ連において反対投票を行いたのは〇・〇九%から〇・一三%にすぎず、また東ドイツでも、反対票を投じる
場合は、投票場での行動から見分けられるようになっていたために、賛成率は九九・四六%から九九・九五%であり、秘密
投票は一九八九年まで認められなかった。飯坂・清水・堀江・宮里編『世界政治ハンドブック』(有斐閣・一九八二年)二
〇四—二〇七(中西治)。拙稿「東ドイツにおける社会主義統一党独裁の成立とその問題点」『早稲田社会科学研究41号』

表10 英国における20才以上の人口に占める有権者の割合

1831年	5%
1832年（第一次改革法）以降	7%
1867年（第二次改革法）以降	16%
1884年（第三次改革法）以降	29%
1918年（30才以上の婦人参政権確立）以降	74%
1928年（普通選挙権確立）以降	97%

本表は、K. Deutsch/J. Dominguez/H. Helco, *Comparative Government: Politics of Industrialized and Developing Nations*, Houghton Mifflin, 1981, p.176. によった。

(一九九〇年) 四二頁参照。

(32) 英国における有権者の比率を表10に示した。

(33) 一九六九年前後の時点で、選挙資格者の、成人市民に対する、割合が二〇%以下の国は、一一四箇国中南アメリカ一箇国のみであり、二〇%以上九〇%未満の国は、スイス、チリ、アメリカ、エクアドル、ブラジル、ヨルダン、スーダン、南ベトナムの八箇国で、九〇%以上の六一箇国と比べて、極めてまれである。二一箇国では選挙が行われていないので、閉鎖的抑圧体制と言える。なお二三箇国は分類しえなかった。Robert A. Dahl, *op. cit.* (note 17), pp. 232-234, Table A-1. 邦訳、二六八—二七一頁。

一九八〇年の時点で、南アフリカにおける人口構成は、四五二万人の白人に対して、二六一万人のカラード (Coloureds)、八二万人のアジア系、一六九二万人の黒人で、白人のみが議会に代表を送ることができたが故に全人口の一八%のみが有権者であると公的には言えるが、ボフサツワナ (Bophuthatswana)、シスケイ (Ciskei)、トランスケイ (Transkei)、およびヴェンダ (Venda) という、四つの名目上だけの独立共和国に在任する五八一万人 (一九八八年集計) の黒人を含めて考えると、白人有権者の比率は一五%前後であると思われる。 Cf. A. S. Banks (ed.), *Political Handbook of the World: 1988*, CSA Publications, pp. 527, 534.

(34) Maurice Duverger, *Les Partis Politiques*, 1 ed., 1951, Librairie Armond Colin, pp. 388, 452. Transl. by Barbara and Robert North, *Political Parties*, Methuen & Co., 1976, pp. 353, 413. Übersetzt v. Siegfried Landsnüt, *Die Politische Parteien*, J. C. B. Mohr, 1959, S. 360, 418. M. テュウヘルジヒ著、岡野加穂留訳『政党社会学』(潮出版社・一九七〇年) 三八〇、四三九頁。

Richard Hofstadter, *The Idea of a Party System: The Rise of Legitimate Opposition in the United States, 1780-1840*, University of California Press, 1970, p. 6. ㉞のように西側デモクラシーの意義を認めるデュヴェルジェは、一九八九年六月の欧州議会の第三回直接選挙が加盟一二箇国で同時実施されるに際して、イタリアでは他のEC加盟国出身者が自国で立候補するのを認めたので、イタリア共産党から立候補して、フランス社会党との結び付きを強調して当選した。松本三郎・大島英樹・中原喜一郎編『ナキストブック 国際政治〔新版〕』（有斐閣・一九九〇年）三二〇頁参照。 Cf. Ed. by Juliet Lodge, *The 1989 Election of the European Parliament*, Macmillan, 1990, pp. 163-164, 174 (Philip Daniels). ㉞のうちは東側デモクラシーの下と西側デモクラシーの下において、共産党が異なった意味を持つてゐることを物語る事例であると見えたり。

(35) Banks, op. cit. (note 33-II), pp. 121 (Taiwan), 334 (Kuwait), 504 (Saudi Arabia). 台湾では一九八六年以前に二回の野党系の政治集団が議席を獲得することに成功していたが、その所属議員は無所属として政治活動にあたっていた。野党そのものの活動が禁じられていたからである。一九八六年二月の国民大会代表選挙で、法的には正式に承認されていないが「民主進歩党」の名の下に野党議員が戦列に加わることが事実上認められた。この選挙の結果では、国民党六八議席、民主進歩党一一議席、民主社会党（無所属として登録）一議席であった。一九九一年二月初の全面改選選挙では国民党二五四議席、民主進歩党六六議席、その他五議席となった。（読売新聞、一九九一年二月二二日五面参照）

クウェートにおいては、政党そのものが許可されていないが、一九八五年当時、全五〇議席の国民会議には、政府に批判的な勢力と連携するアラブ国民運動所属の五議員がいた。サウジアラビアには、議会や政党はそもそも存在せず、国王の親政が敷かれている。

(36) Robert A. Dahl, *Political Oppositions in Western Democracies*, Yale University Press, 1966, pp. xi, 333. in: Hofstadter, op. cit. (note 34-V), pp. 7-8.

(37) Allensbacher Jahrbuch der Demoskopie 1978-1983(1983): Erhebungszeitpunkt 1978. in: Dieter Fuchs, *Die Unterstützung des politischen Systems der BRD*, Westdeutscher Verlag, 1989, S. 136.

(38) Klein, a. a. O. (Ann. 20), S. 280. 「ある一つのタイプの政府を別の今一つのタイプの政府によって置き換え、指導的地位にある共産党に反対する立場に立つ政党を組織するところの野党に対する寛容は、共産主義国家のイデオロギーや伝統とは

- 一致しなかつたのである。共産主義国家は「したがって『野党の存在しない国家（‘non-opposition’ states）』を定義せよとの要求」を Cf. Leonard Schapiro, ‘Putting the lid on Leninism’, *Government and Opposition*, Vol. 2, No. 2, 1967, p. 192.
- (35) Die Verfassung der DDR vom 6. April 1968, Art. 1, in: Klein, ebd. (Anm. 20), S. 276.
- (40) 政権交代のある民主国家である西ドイツは、中道保守政党であるCDU/CSUが自由と相折する概念を示すドイツ語で自由、Freiheit, frei, freiheitlich を用いづるのに対して、より進歩的なFDGが liberal という言葉を用いて、自党の理解する自由観を表明していること、本文に記された民主的制度のほどの保守派とリベラル派との「国論の二分化を物語る実例」の存在。 Cf. Hsg. v. H. Kaack/R. Roth, *Parteien-Jahrbuch 1976*, Verlag Anton Hain, 1979, S. 42.
- (41) Cf. Gabriel A. Almond/G. Bingham Powell, Jr., *Comparative Politics Today: A World View*, Scott, Foresman & Co., 1988, pp. 137-138.
- (42) Herman Finer, *Greater European Powers*, Methuen & Co., 1956, p. 686.
- (43) Almond/Powell, op. cit. (note 41), p. 105, Table 7.1.
- (44) Herman Finer, *The Major Governments of Modern Europe*, Methuen & Co., 1960, p. 450.
- (45) Jean Blondel, übersetzt von Edith Ziegler, ‘Eine Einführung in die Vergleichende Regierungslehre’, hrg. v. Theo Stamm, *Vergleichende Regierungslehre*, Wissenschaftliche Buchgesellschaft, 1976, S. 128.
- (46) Cf. Kirsten Annundsen, *The silenced Majority: Women and American Democracy*, Prentice-Hall, Inc., 1971.
- (47) 東ドイツのような「野党なき複数政党制」を持つ政治機構が、包括的抑圧体制に属するものであることは、拙稿「注(31—II) 前掲論文」七六頁参照。
- (48) 一九七九年には、上院議員一〇〇名中一名、下院議員四三三名中一名が女性議員であった。飯坂・清水・堀江・宮里「注(31—I) 前掲書」一四一—一五頁（堀江湛・前田寿一）。
- (49) 第二立法期（一九五四年から）において、女性議員は四六六名中一二八名（二七・五％）、第三立法期（一九五八年から）においては四六六名中一一四名（二四・五％）、第四立法期（一九六三年から）においては五〇〇名中一三七名（二七・四％）、第五立法期（一九六七年から）においては五〇〇名中一一五三名（三〇・六％）、第六立法期（一九七一年から）において

ては五〇〇名中二五九名(三一・八%)、第七立法期(一九七六年から)においては五〇〇名中一六八名(三三・六%)であった。 Quellen: *Handbuch der Volkskammer der DDR*, Kongress-Verlag, 1957, S. 158. *Handbuch der Volkskammer der DDR*, Kongress-Verlag, 1959, S. 96. *Die Volkskammer der DDR: 4. Wahlperiode*, Staatsverlag der DDR, 1964, S. 125.

Die Volkskammer der DDR: 5. Wahlperiode, Staatsverlag der DDR, 1967, S. 113. *Die Volkskammer der DDR: 6. Wahlperiode*, Staatsverlag der DDR, 1972, S. 60. *Die Volkskammer der DDR: 7. Wahlperiode*, Staatsverlag der DDR, 1977, S. 92.

- (50) Dieter Nohlen, *Wahlrecht und Parteiensystem*, Leske+Budrich, 1986, S. 234. ノーレンの数値は一九四五—一九八四年の平均値である。上下両院議員選挙(小選挙区制)における「選挙を行う権利を有している国内居住者」の四七・一%という投票率は、同じく選挙区多数代表制をとるオーストラリア九四・三%(選挙は義務であり、違反者には一〇オーストラリア・ドルの罰金が科せられる:飯坂他、注(31—1)前掲書、一四二頁(川口浩・井上尹・竹田いさみ)参照)、ニュージーランド八九・七%、フランス七八・七%、英国七六・九%、カナダ七五・四%、日本七二・八%(いずれも一九四五—一九八四年の平均値)に比べて著しく低い。なお一九四〇年から一九八〇年までのアメリカ大統領選挙における投票率の平均値は五七・八%であり、多少救われる観がある。しかし、一九八〇年の大統領選挙における選挙年齢に達した人口中の投票率は五三%であり、近年、一九六〇年の六四%を頂点として遞減の一途をたどっている。 Cf. Deutsch/Dominguez/Helco, op. cit. (note 32, Table 10), p. 30, Table 2. 2.

- (51) Heinz Hofman, *Mehrparteiensystem ohne Opposition*, Herbert Lang/Peter Lang, 1976, S. 20.
(52) Ebd. (Ann. 51), S. 20-21.
(53) Ebd. (Ann. 51), S. 22. (5) Ebd..
(54) Ebd. (Ann. 51), S. 23-24.
(55) Ebd. (Ann. 51), S. 24.
(56) Stalin, "über den Entwurf der Verfassung der UdSSR" in "Fragen" S. 633. in: *ByvtGE*, Bd. 5, 1956, S. 188. なお本判決は連邦政府(マーチナウマー政権)の提訴に基づいて、KPDを違憲とみなした連邦憲法裁判所の、一九五六年八月一七日の判決である。

- (58) *BVerfGE*, Bd. 5, S. 188.
- (59) 注(31)を見よ。
- (60) 日本聖書協会一九五四年訳『新約聖書』二六六頁(1コリ9・26)。
- (61) *Volkskammer der DDR*, Drucksache Nr. 90, 1952, S. 92-93 (Art. 3). Cf. Hrsq. v. I. Spitzmann/K. W. Fricke, 17. Juni 1953, Edition Deutschland Archiv, 1982, S. 238. 一般に「社会主義国家における「中央国家机关と地方国家机关の相互関係」は、「単一性・統一性確保」を理念とする「集権」形成(国家権力のピラミッド型系列化)を「実質原理」とするものである」と言われている。斎藤注(21)前掲書、五一―五二頁参照。
- (62) Hofmann, a. a. O. (Anm. 51), S. 24. (63) Ebd.
- (64) 一九八九年五月三〇日に「ゴルバチョフはソ連の国防費が七三億ルーブル(一九八九年)であり、従来公表されていた国防費の三・八倍であることを認めた。これはソ連のGDP(国内総生産)の八・九%(ソ連政府の評価)ないしGNP(国民総生産)の二二・六%(アメリカの「Plan Econ Report」誌の評価)に相当する金額であった。杉原泰雄『憲法』(岩波書店・一九九〇年)五二―五三頁参照。
- (65) Otto Grotewohl, "Um die Verfassung der deutschen Republik", Hrsq. v. Peter Bucher, *Nachkriegsdeutschland: 1945-1949*, Wissenschaftliche Buchgesellschaft, 1990, S. 282-289(284).
- (66) 旧西ドイツの民主政治において「建設的野党」が持つ意味については、拙稿「政権交代のある民主国家における野党観」『早稲田社会科学研究43号』(一九九一年)六七頁参照。
- (67) 「オール・オア・ナッシング」とは、精神病理学に言う強迫症者に見られる生き方のスタイルの一つである。この心理状態にある者は、「すべてかしからずんば無か」と考える。中間の態度はすべて弱さとみなされ、彼らは一方の極から他方の極へと移る。感情は全面的な愛と肯定か、しからずんば全面的な憎しみと否定となる。人は完全に超人的な存在であるか、しからずんば無能で軽蔑すべき存在となる。土居・笠原・宮本・木村編『異常心理学講座4 神経症と精神病I』みすず書房・一九八七年)八九頁(成田善弘)参照。このような中間的折衷案に対する拒否と相まって、この心理状態の下では「构子定規で隔通のきかない思考や感情」という「柔軟性の欠如」(同前、八八―八九頁参照)を呈する。更に強迫症者の「本来神にのみ可能な全知を自分が達成できると考える」誤った「全知への要求」は、「人間である以上すべてを知ること

は不可能であり、人間の限界を認めなければならぬ」(同前、八六―八七頁参照。)という事実から目を離そうとする効果を持つ。このような「強迫症者の生き方のスタイル」を持つ者すべてが、直ちに「強迫症状」を呈するとは言えない。Cf. Leon Salzman, *The Obsessive Personality*, Jason Aronson, Inc., 1973, 2. ed., L・サルスマン著、成田善弘・笠原嘉訳『強迫パーソナリティ』(みすず書房・一九八五年)三頁参照。しかし、この傾向が一定限度を超えて進行するならば、人間存在そのものから醸し出される温かみ、思想信条を越えてすべての者に対して平等に抱かれるべき人間愛の、ドライな表明という人間関係の基盤が失われる虞があると思ふ。

以上の医学的見地を参考にし、以下、政治学的に、all or nothing の心理状態を解釈したいと思ふ。

ある特定の政治的物事の獲得に執着し、その目的物以外のいかなる代替物をも認めず、その目的物が獲得されないならばすべての事態が無意味になると、誤って信じる心理状態を all or nothing の心理状態と筆者は定義する。この心理状態の下では、建設的な議論、妥協、改善の目的への撤退、路線変更は成立せず、獲得(目的の達成)と挫折(目的の非達成)の落差が著しく大きく、挫折に対する拒否反応が激しいために、この心理状態にある人格は、過剰防衛反応に陥りやすい。この過剰防衛反応の現われの一つが、私見によれば、社会主義国における粛清の一因であると思われる。

一九三四年に開催された第一七回ソ連共産党大会における中央委員会候補者一三九名中九八名(七〇%)が「人民の敵」とみなされて逮捕され、処刑され、代議員一九六六名中一一〇八名(五六%)が反革命罪の名目で逮捕された。Cf. Rede N. S. Chruschtschows in der internen Sitzung des XX. Parteitagess der KPdSU, 25. Februar 1956, Hrg. v. J. Gabert/*L. Pfab, SED und Stalinismus*, Dietz Verlag (DDR), 1990, S. 8-68(21-22)。スターリンの死後、かつソ連で逮捕された東ドイツの共産主義者だけで、二五七名が名誉を回復されたが、その内四九名は「推測上の死(mutmaßliches Tod)」の後に始めて名誉を回復され(Cf. Gabert/Pfab, ebd., S. 147-175)。(ゴッデ)で逝去したかは依然として確認されないままであったのである。

なるほどマルクスは「宗教は民衆の阿片である」と主張して無神論を唱えた。しかしマルクスは「自らが神である」とは唱えていない。それ故に、共産主義者を精神的に偏向した者とみなす根拠は全くない。但し、ユダヤ人に対する憎悪という点で異常であったヒトラーや、「人民の敵」を抹殺する執念という点で尋常ならざる傾向を有していたスターリンなど、血塗られた独裁者の性格を理解するためには、all or nothing という思考パターンは一定限度で有効であろう。

- 反対は、全体主義体制の下では、少数反対意見を唱えざることを故のみで、反体制派知識人を精神病院に隔離してきた事実がある。例えば Andrei Sakharov, *Memoirs*, Alfred A. Knopf, 1990. A・サハロフ著、金光・木村訳『サハロフ回顧録下』(読売新聞社・一九九〇年)三三三頁以下参照。このような人権抑圧の事実こそが批難されるべきであらう。
- (68) Hofmann, a. a. O. (Ann. 51), S. 79.
- (69) Friedrich J. Lucas, *Menschen in ihrer Zeit*, 4 (In unserer Zeit), Ernst Klett, 1988, 2. Aufl., S. 142.
- (70) 一九九〇年四月三日にマルム、チヨフは「カチンの森」事件に対して哀悼の意を表し、ソ連の政治的責任を認め、事実上の謝罪を行った。清水望、注(8)前掲書、五九九一六〇〇頁参照。
- (71) 伊東孝之『ポーランド現代史』(山川出版社・一九八八年)四〇一四二頁。
- (72) Hofmann, a. a. O. (Ann. 51), S. 84-85.
- (73) Ebd. (Ann. 51), S. 79-80.
- (74) Lucas, a. a. O. (Ann. 69), S. 141.
- (75) Hofmann, a. a. O. (Ann. 51), S. 80-81.
- (76) Ebd. (Ann. 51), S. 81-82.
- (77) Ebd. (Ann. 51), S. 82.
- (78) Ebd. (Ann. 51), S. 85 (Neue Zürcher Zeitung, 19. 1. 1957).
- (79) ポーランドのようにロシアの影響力を嫌った東欧国家はなかったとも Hoffman は述べている。例えば、一九四四年から一九四八年にかけて、ポーランドでは、市民軍の残滓と国土の東側に居住する極めて民族意識の強いウクライナ系少数民族から構成される武装部隊に対する恒常的闘争が行われていた。このような抵抗の故に、共産党は戦争直後、直ちに単独で政権を担当しえなかつたのである。 Cf. Hofmann, a. a. O. (Ann. 51), S. 84.
- (80) 自主管理労組「連帯」の一九八一年一月七日の綱領は、「国家は、人間に奉仕すべきであって、人間を支配すべきではない。国家組織は社会に奉仕すべきであって、一箇の政党と同一視されてはならぬ」と規定していた。 Ed. by Gale Stokes, *From Stalinism to Pluralism: A Documentary History of Eastern Europe since 1945*, Oxford University Press, 1991, p. 210. 梅本・足達編訳『連帯』か党か』(新地書房・一九八三年)二〇七頁(鶴岡重成訳)参照。

- (18) Hofmann, a. a. O. (Ann. 51), S. 82.
- (38) Ebd. (Ann. 51), S. 83.
- (38) Ebd. (Ann. 51), S. 86.
- (48) 伊東注(7)前掲註：九四—一九五頁、付録一九頁。
- (58) Hofmann, a. a. O. (Ann. 51), S. 86, Ann. 4 und 5.
- (98) Brzezinski, Der Sowjetblock, Köln 1962, S. 87, in: Joachim Hoffmann, *Spiegel der Zeiten*, Bd. 4, Diesterweg, 7. Aufl., (1988), S. 152.
- (78) Gabert/Prieg, a. a. O. (Ann. 67), S. 66.
- (88) Hofmann, a. a. O. (Ann. 51), S. 87.
- (68) Ebd. (Ann. 51), S. 86.
- (66) Ebd. (Ann. 51), S. 87.
- (16) Ebd. (Ann. 51), S. 90.
- (62) Ebd. (Ann. 51), S. 93, Ann. 2. なお、ストムマ議員は共産党支配の犠牲となり、次期選挙で立候補できなかった。
- (93) 工藤幸雄『乳牛に鞍』(共同通信社・一九八五年)六一頁。ポーランド国民の九〇% (山下啓一『ドナウの東』(日本経済新聞社・一九九〇年)七四頁参照。)ないし九五% (佐藤健『東欧見聞録』(毎日新聞社・一九九一年)三五頁参照。)はカトリック教徒である。
- (75) Hofmann, a. a. O. (Ann. 51), S. 93.
- (95) Ebd. (Ann. 51), S. 92.
- (96) Ebd. (Ann. 51), S. 93-94.
- (97) Stokes, op. cit. (note 80-1), p. 212. 梅本・足達注(80—II)前掲書：二二九頁(鶴岡訳)。
- (98) 工藤注(93)前掲書：四二頁。ポーランドの反体制派は、一九七〇年代後半頃から、体制に逆らう永遠の少数派というイメージを持つ「ディシデント」(dysident：非国教徒・異論派・反体制運動家)という名称を離れ、その機会があたえられればいつでも政府与党とどつてかわる用意のある勢力を意味する「オポジツィア」(opozycja：野党・反対派)と自称す

るようになった。同時に反対派からマルクス主義修正派の基盤が薄れ、反体制派と教会の和解が成立したのであった。伊東、注(71)前掲書、二九六―二九八頁参照。とはいえ社会的平等を求める「社会主義的な社会思想」は、「連帯」の活動方針が、「民族の最も良き伝統、キリスト教の倫理的諸原則、デモクラシーの政治的使命、および社会主義的な社会思想」の四者を思想的基盤としている(工藤、同前、一〇九、一二五頁参照)。ことから明らかのように、反体制派の支柱の一つであった。大切なことは近年の東欧脱共産主義革命が、硬直し教条化したレーニン・スターリン主義体制からの解放であって、「自由」と共に「平等」を求める社会思想を否定するものではないという点である。

(99) 佐藤、注(93)前掲書、六一頁。

(100) H・G・スキリングによれば「レーニンによって解釈され、かつ適用されたように」とこの箇所には記されているが、具体的に検証していないので採用しなかった。I・シヤピロによれば「なるほど、レーニン自身が一九二一年三月の第一〇回共産党大会で「反対勢力(opposition)にとどめを刺す」と述べた(Cf. Leonard Schapiro, a. a. O. (Ann. 38-II), pp. 181, 190.)」ことは事実である。しかし、反対者が国家反逆者とみなされるようになったのは、レーニンの一九二四年一月二二日の死去に至る病状悪化による権力の空白期を境として、一九二三年から一九三六年にかけてスターリンが絶対的専制権力を手中に収め、従来の子どもの合法的反対派を窒息死せしめるのを待って、始めて生じたことであった。

(101) H. Gordon Skilling, "Background to the Study of Opposition in Communist Eastern Europe", *Government and Opposition* (G. and O.), vol. 3, Nr. 3, 1968, p. 296. H. Gordon Skilling, "Opposition in Communist East Europe", 1971, (ed.) Robert Dahl, *Regimes and Oppositions*, Yale University Press, 1973, pp. 90-91.

(102) Skilling, op. cit. (note 101-I), pp. 296-297. Skilling, op. cit. (note 101-II), p. 91.

(103) Skilling, ibid. (note 101-I), pp. 297-298. Skilling, ibid. (note 101-II), p. 92.

(104) Skilling, ibid. (note 101-I), p. 298. Skilling, ibid. (note 101-II), pp. 92-93.

(105) Brandt, *Der Ausstand*, Stuttgart 1954, S. 107, in: Hoffmann, a. a. O. (Ann. 86), S. 243.

(106) Hoffmann, ebd. (Ann. 86), S. 243-244.

(107) Skilling, op. cit. (note 101-I), p. 298-299. Skilling, op. cit. (note 101-II), p. 93.

(108) Skilling, ibid. (note 101-I), pp. 299-300. Skilling, ibid. (note 101-II), pp. 93-94.

- (10) Skilling, *ibid.* (note 101-I), p. 300. Skilling, *ibid.* (note 101-II), p. 94.
- (11) Cf. Skilling, *ibid.* (note 101-I), p. 300. Cf. Skilling, *ibid.* (note 101-II), p. 94.
- (11) Skilling, *ibid.* (note 101-I), pp. 301-302. Skilling, *ibid.* (note 101-II), p. 95.
- (11) Helmut Schmidt, "Ethos und Recht in Staat und Gesellschaft", Hrsg. v. Günter Gotscheneck, *Grundwerte in Staat und Gesellschaft*, C. H. Beck, 3. Aufl., 1978, S. 16. ケルゼンは「多数決原理」の下では「多数の少数に対する絶対的支配」は存在しない。「多数決原理」は「政治的対立の妥協、調停の原理」であり、その目的は「相互に対立する利益の間で」「中調線を知る」、相互に作用する社会の合成力を求めることであると述べている。 Cf. Hans Kelsen, *Vom Wesen und Wert der Demokratie*, 2. Aufl., 1929(1963), Scientia Verlag, S. 56-58. ケルゼン著、西島芳三訳『モントローの本質と価値』(岩波文庫・一九八三年)八五―八六頁参照。このように「多数決原理」によって解決を計る議会制度と、いついかなる時にも「全員一致」を求める独裁制との相違点が、包括的コンセンサスを放棄するか、しないかという点で現われようとするのである。
- (11) Hrg. v. Heiner Geißler, *Grundwerte in der Politik: Analysen und Beiträge zum Grundsatzprogramm der CDU Deutschlands*, Ullstein, 1979, S. 184 (Richard von Witzsäcker).
- (11) Skilling, *op. cit.* (note 101-I), p. 302. Skilling, *op. cit.* (note 101-II), p. 95.
- (11) Skilling, *ibid.* (note 101-I), p. 302. Skilling, *ibid.* (note 101-II), p. 95-96.
- (11) 一九五六年のハンガリー動乱に介入した連軍は、ナジ首相を逮捕し二年後に処刑した。 Cf. Ebeling/Birkenfeld, *Die Reise in die Vergangenheit*, Westermann, Bd. 4, 1982, S. 204. ホーレンタ／ベルケンフェルト著、成瀬治・松俊夫訳『世界の歴史教科書シリーズ15西ドイツ』(帝国書院・一九八二年)……七〇頁参照。スターリン以後においても、連年の反旗をひるがえした政治家は死刑に処せられたのである。
- (11) Boris Yeltsin, *Against the Grain: An Autobiography*, Jonathan Cape, 1990, p. 2. ボリス・エリツィン著、小笠原豊樹訳『告白』(草思社・一九九〇年)六頁。
- (11) Skilling, *op. cit.* (note 101-I), p. 302-303. Skilling, *op. cit.* (note 101-II), p. 96. Ebeling/Birkenfeld, a. a. O. (Anm. 116), S. 204-206. 邦訳「一七〇―一七二頁」。

(119) 「中央指令型の社会主義計画経済では、国家が企業を運営し、中央から生産品目、生産数量、投資規模などを指令する。国家独占の経済であり、計画に沿った生産ノルマの無競争経済だ。このシステムではカギを握る中央の目が製品と市場の隅々にまで行き届かないうえ、末端でも企業同士の競争原理が働かない。だから、市場の要請に応じた品質や技術の向上が鈍く、競争力のない企業の淘汰も進まない。国営大企業の多くが、西側に持つて行ってもとて売れないような品質の悪い製品を作り、赤字を垂れ流して、それでもつぶれない。

また、価格も国家が統制して一定期間は固定させるため、不足していて高い値段で売れるものを企業が争って作るという価格・需要の原理も機能せず、街で食料が不足して行列ができていても生産は自動的に拡大しない。逆に、余って売れないものでも値段は下がらないし、余ってもノルマだけは生産し続ける」。これが社会主義経済の仕組みであった。「こんな効率の悪いシステムを続けた結果、共産圏の経済は疲弊し切ってしまった」のである。山下、注(93)前掲書、二〇三頁から大幅に引用した。

(120) 「見えるものは一時的、見えないものが永遠だから」「見えないものに目を向け」とパウロは聖書で説いている。塚本虎二訳『口語新約聖書別冊コリント人へ第二』(聖書知識社・一九八九年)一〇頁参照。このような精神的基盤の上に古き良きアメリカは建国されたのである。

しかしながら、かような宗教的伝統を強調する考えも、多数派の宗教であるキリスト教こそが唯一デモクラシーの基盤であって、キリスト教徒以外の少数者は無信仰者の一形態であって民主政治の本質とは異った精神性を持つと烙印を押すに至るならば、極めて危険な独善主義に陥る。けだしこのような精神的キリスト教独善主義は、キリスト教多数派にせいぜいユダヤ教を加えた信仰者集団と回教や仏教などの無信仰者であるとかかる主義によって判断された少数者集団との間で、国家の宗教的中立性を害すること著しいからである。

(121) 大西邦敏『比較憲法の基本問題』(成文堂・一九六八年)二五九―二六〇頁。(Ed.) Francis Newton Thorpe, *The Federal and State Constitutions Colonial Charters, and other Organic Laws of the States, Territories, and Colonies now or heretofore forming the U. S. A., Government Printing Office, 1909, vol. I, p. 1741, vol. IV, pp. 2191, 2229-2230, vol. V, pp. 2800, 2822.*

このような古き良き倫理的伝統についてもフリードリッヒ・カール・フォン・ザヴィツニー(Friedrich Karl von Savigny)

が述べたように「法は倫理に奉仕する。しかし、法は倫理的命令を執行することによって倫理に奉仕するのではない。法は、各個人の意志に内在する倫理的力の自由な展開を確保することによって、倫理に奉仕するのである」(Cf. F. K. v. Savigny, *System des heutigen römischen Rechts*, Bd. I, S. 332. in: H. C. Nipperdey, *Die Würde des Menschen*, S. 10, Hrsg. v. Neumann/Nipperdey/Scheuner, *Die Grundrechte*, Duncker & Humblot, 1954, Bd. 2, S. 1-50.) という終言が妥当すべきであらうと思ひ。

(122) 「今日、『いかなる』市場経済を意図するかをより詳細にわたって明らかにすることが必要とされている」と一九七一年にエアハルトは述べた。Cf. Hrsg. v. Karl Hohmann, *Ludwig Erhard: Gedanken aus fünf Jahrzehnten: Reden u. Schriften*, ECON, 1988, S. 1040.

(123) 寺谷弘王『数字は語る：ゴルバチョフの失敗』(新潮社・一九九二年)二四一—二四四頁(モスコウ・ニュース)一九九〇年四月号による)。

(124) エアハルトは財産権の自由とその公共性を「自由」と「秩序」ととらえ、「社会的市場経済は自由と秩序の二つの原則に基づいており、『両者の間』調和が支配しなければならぬ」。(Cf. Hohmann, a. a. O. (Anm. 122), S. 549.) けれど、「自由なき秩序はしばしば強制を生ぜしめ、秩序なき自由は容易に混沌へと退化する」(Cf. Ebd. (Anm. 122), S. 1047-1048.) からであると説く。

エアハルトの学説における第一に重要な「社会政策 (Gesellschaftspolitisch) 上」の目的は、個人の自己実現であり、エアハルトの構想上最も重要な原則が経済的自由であり、その次に重要な要素が競争の自由であった。競争の自由と対をなすものとして、エアハルトは自由な消費者の選択をあげている。エアハルトの第二に重要な「社会政策上」の目的は、「社会的調和」であった。但し大企業における勤労者の共同決定権の制度化は、エアハルト自身によっては拒否されたが、エアハルトの観点に基づいて発展したものであった。Cf. Christoph Heusinger, *Ludwig Erhards Lehre von der Sozialen Marktwirtschaft*, P. Haupt, 1981, S. 361-362, 369, 372-373. このように社会的市場経済秩序の本質的要素は、「競争の自由」「営業の自由」「消費の自由」「合併提携の自由」「労働の自由」「および私有財産権など」の自由権がその主体であり、最後に「社会的」「修飾的属性」として基本法に定められた共同社会上の留保との結び付きが付け加わったに過ぎないものであった。

Cf. Albert Krüml, *Das GG als Verfassung des staatlich organisierten Kapitalismus*, DUV, 1983, S. 23 (Hans Carl

Nipperdey'sche Position).

以上のように「社会的」市場経済体制はその創設期には社会国家的性格は、遺憾ながら今日の視点から見れば希薄であった。鉱業以外のすべての(大)企業においても共同決定権が制度化され、勤労者が企業経営に参加する手続によって、事前に資本分担者代表者と勤労者が協議して、ストライキなどの破壊的対立が生じにくいようにすることになったのは、一九七六年H・シュミット(SPD首班)政権下での、共同決定法の制定によってであった。共同決定権は勤労者と資本分担者代表者の双方からなる「監査役会(Aufsichtsrat)」によって行使される。それ故に、「監査役会」の構成と権限の勤労者と資本分担者代表者の双方への配分の変遷によって、共同決定権の比重は明らかになる。以下、この点を指摘したい。

一九四七年に英国占領地区における石炭鉄鋼産業の企業者、労働組合、(英国労働党アトリー内閣指揮下にいた)英国占領軍の三者は、労使同数の代表者からなる監査機関の創設に同意した。これが一九五一年に西ドイツで制定され、今日まで効力を有している鉱業共同決定法の原型となった。一九五〇年にエアハルト連邦経済相の下、与党CDU/CSU法律案とアデナウアー政府法律案は、共に鉱業経済の分野で既に導入された労使の「同権的」共同決定権を排除するために、全産業界の大企業において三分の一を勤労者が占め、三分の二を資本分担者代表者が占める監査役会の制度化を試みた。この計画に反対し、既得権である同権的共同決定権の継続を求めて、鉱業労働組合の側は決定的な抵抗を行い、(政治的)ストの準備ができたことを一九五〇年末に表明した。この圧力の下、鉱業企業者と労働組合が一九五一年一月二七日に和解した。この和解が元になって、鉱業共同決定法は制定されたのである。Cf. *Das Deutsche Bundesrecht*, 614. Lieferung, Juni 1989, VB 31 Seite 8 (Montan-Mitbestimmungsgesetz: Erläuterungen).

一九五一年鉱業共同決定法四条が定める監査役会は、資本分担者代表者四名と残余の一名の構成員(資本分担者側計五名)と勤労者代表四名と残余の一名の構成員(勤労者側計五名)と一番目の残余の構成員から、原則として構成された。ここで定められた「残余の」計三名の構成員は、勤労者と資本分担者双方から一定の独立性を有する者とされ、更に一番目の構成員は、勤労者と資本分担者の双方の信任を得た者が選出された(同法八条)ため、完全に同権的で協調を指向する監査役会が形成されたのである。なお、額面名目資本二千五百万DM以上の企業では労使双方七名プラス一名の計一五名、額面名目資本五百万DM以上の企業では労使双方十名プラス一名の計二一名の監査役会が形成されること(同法九条)によって

cf. *Das Deutsche Bundesrecht*, 590. Lieferung, März 1988, VB 31 Seite 2-5, 614. Lieferung, VB 31 Seite 16,

18-19. Cf. Hans Karl Rupp, *Politische Geschichte der BRD*, 2. Aufl., Kohlhammer, 1982, S. 66. H. K. ルップ著、深谷満雄訳『現代ドイツ政治史』(有斐閣・一九八六年) 九〇—九二頁参照。

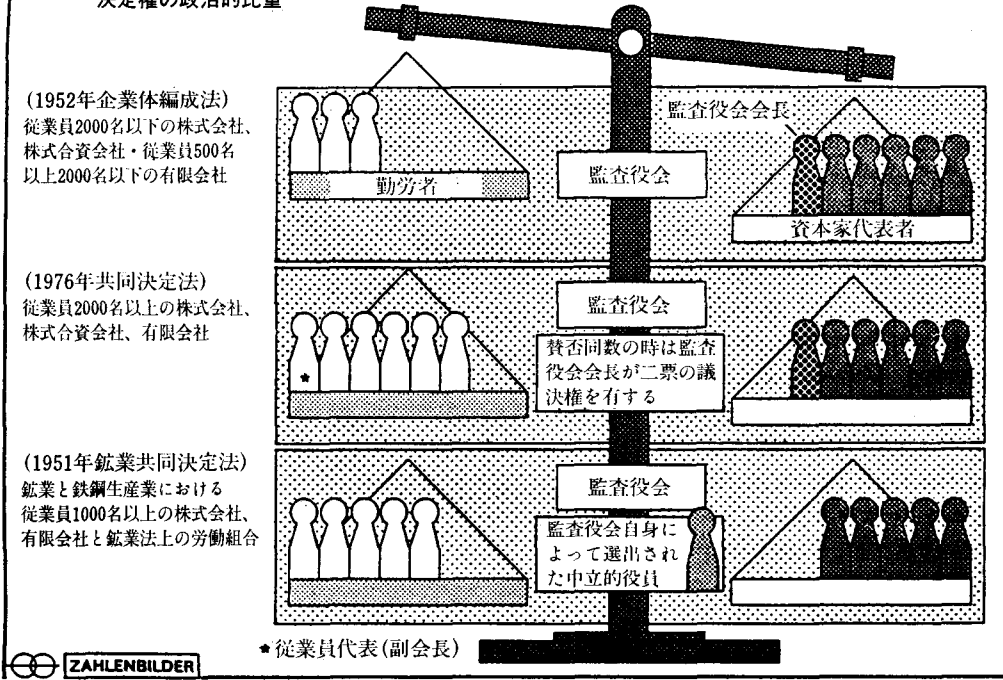
しかし、鉱業以外のすべての企業体に対してかつて適用されていた、一九五二年一〇月一四日に公布された企業体編成法ではCDU、CSU政府与党の主張どおりに、三分の一を勤労者(一九五二年企業体編成法七六条一項)、三分の二を資本分担者代表者が占め、更に監査役会の会長を資本分担者代表者が占める監査役会が形成された。勤労者は共同決定というよりも、決定への部分的参加が認められたにすぎなかった。一九五二年企業体編成法は今日でもなお従業員二十人以下の企業に対して効力を有している。Cf. *Das Deutsche Bundesrecht*, 639. Lieferung, Oktober 1990, VB 30 Seite 52c u. VB 33 Seite 1. Hrg. v. U. Ellwein/W. Bruder, *Die BRD: Daten, Fakten, Analysen*, Ploetz, 1985, 2. Aufl., S. 139.

これに対して、一九七六年五月四日の共同決定法は労使同数(従業員二十人以上二十万人以下の企業では各六名、一万人以上二十万人以下では各八名、二十万人以上では各十名)で構成される監査役会を規定し、勤労者側監査役のうち労働組合の代表者を二名(一二名と一六名の監査役会)ないし三名(二〇名の監査役会)とすることによって、労働組合の役割を一定の制限と均衡の下に置いた。残余の勤労者側監査役は企業の従業員でなければならないものとされた(一九七六年共同決定法七条)。労使同数で構成されるため賛否相二分した時には監査役会会長が二票の投票・議決権を有することによって制度的解決策を講じている(同法二九条)。そのため会長を勤労者側と資本分担者の側のどちらが占めるかが問題となる。労使が協調関係にある企業では監査役会の三分の二の多数で会長人事が決定し、場合によっては勤労者側から会長が選出されることもありうる。労使が対立状態に近い企業の場合には、監査役会の過半数で資本分担者代表者側から会長、勤労者側から副会長が選任されることが定められている(同法二七条)。いずれにせよ、会長と会長が職務を遂行できない時に代行する副会長の職は、労使双方で一つずつ分け合うことによって均衡が計られているのである。Cf. *Das Deutsche Bundesrecht*, 639. Lieferung, Oktober 1990, VB 33 Seite 4, 13, 39f. Lieferung, April 1977, Seite 24, 31-32.

企業における現行の共同決定権を概観すると図11のようになる。この共同決定権が勤労者に付与された前提条件は、元々西ドイツではストライキ権が発動されることが少なく(表12および図13参照)、労使の協調路線が定着していたことである。企業体機構内における監査役会の役割を図14で鳥瞰した。

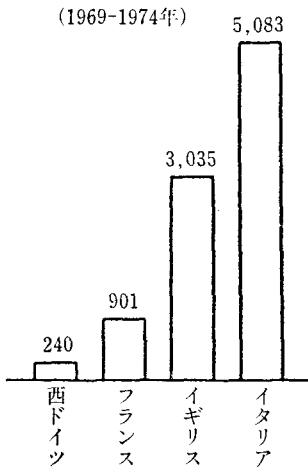
ドイツでは図14で示されるように監査役会が経営首脳部取締役を選任するが故に、監査役会は単なる監督機関であるにと

図11 企業体内における共同
決定権の政治的比重



本図は、Hrsg. v. T. Ellwein/W. Bruder, *Die BRD*, Ploetz, 1985, S.139. による。

図13 西欧主要国のストライキ件数



本図は加藤雅彦『ドイツとドイツ人』(NHK・1976年) 206頁による。

表12

1967-76年の各年に平均して
勤労者1000人あたりにつき
ストライキによって失われた
労働日数

カナダ	1,906日
イタリア	1,824
合衆国	1,349
英国	788
西ドイツ	56

本表は、Der Spiegel, 12.2.1979, S.118.
に基づいて作成した。

どきらず、会社経営の実権を握る理事会(Verwaltungs-
rat)的な地位を有しているのである。木元進一郎『労
働組合の「経営参加」(第二増補版)』(森山書店・一九
七二年)四九頁参照。

(125) 「政治の介入なくば、競争の秩序は独占化に対抗して
守られない。何ら規制ない競争の過程が忍受し難い社
会的不正義を生ぜしめたという経験が、『社会的市場経
済』という概念に至らしめたのである。『社会的市場経
済』は経済的弱者に対する経済上の責任を認めるものな
のである」。Cf. Hrsg. v. W. Mickel, *Handlexikon zur
Politikwissenschaft, Bundeszentrale für politische Bil-*

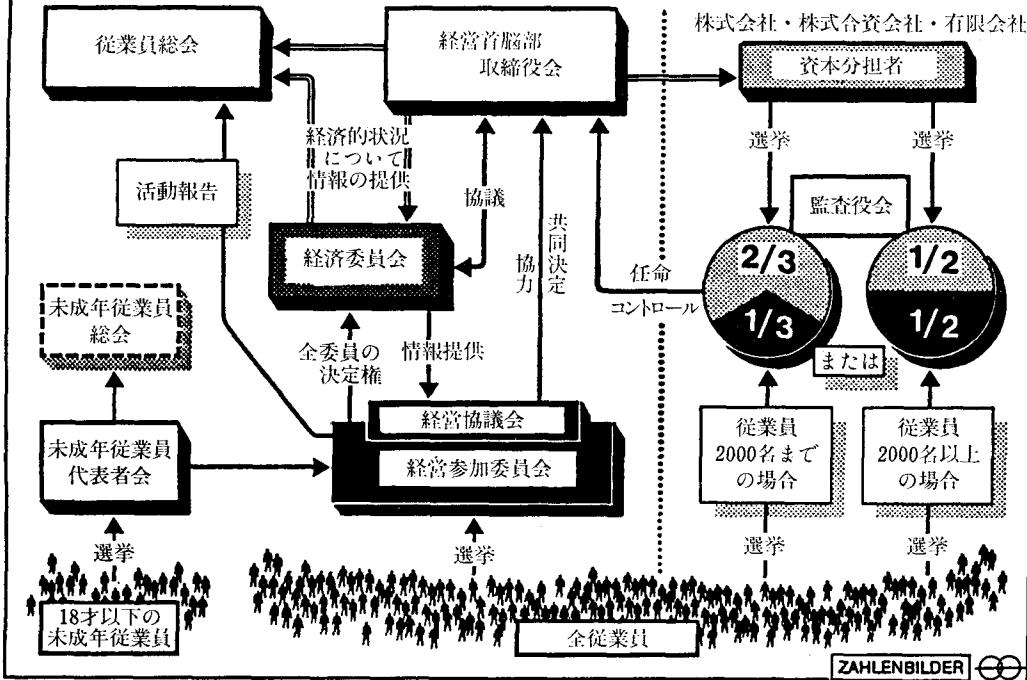
*dung (Lizenzausgabe), Franz Ehrenwirth Verlag,
1986, S. 397 (Lothar Kramm, Politische Ökonomie).*

(126) Hohmann, a. a. O. (Ann. 122), S. 551.

(127) Ellwein/Bruder, a. a. O. (Ann. 124), S. 74-75.

(付記) 本稿は一九九〇年度および一九九一年度早稲田大学
特定課題研究助成費の成果の一部である。

図14 1972年企業体編成法による企業体内政治機構



© Erich Schmidt Verlag

本図は、Hrsg. v. T. Ellwein/W. Bruder, *Die BRD*, Ploetz, 1985, S.140. による。